

都 監 第 85 号  
令和3年2月16日

都 城 市 長 様  
都 城 市 議 会 議 長 様  
都 城 市 教 育 委 員 会 教 育 長 様

都 城 市 監 査 委 員 新 井 克 美  
都 城 市 監 査 委 員 上 之 園 誠  
都 城 市 監 査 委 員 中 田 悟

行政監査の結果報告について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知してください。

## 目 次

	ページ
第1 監査の概要 .....	1
1 監査の種類 .....	1
2 監査のテーマ .....	1
3 監査の対象 .....	1
4 監査の趣旨 .....	1
5 監査の期間 .....	1
6 監査の着眼点 .....	1
7 監査の実施方法 .....	2
第2 監査の結果及び意見 .....	3
1 補助金交付の概況 .....	3
(1) 会計・款別の状況 .....	3
(2) 補助金の種類等の状況 .....	4
2 監査の着眼点ごとの状況 .....	6
(1) 補助金要綱等について .....	6
ア 補助金要綱の周知方法は適切か .....	6
イ 財産処分制限の明示方法は適切か .....	8
(2) 市職員の事務局設置団体事務の兼務について .....	11
ア 事務局設置団体の事務処理と市の事務処理とが明確に区別されているか .....	11
イ 事務局設置団体の現金・預金の管理は適切に行われているか .....	12
ウ 事務局設置団体の事務を兼務する例規上の根拠があるか .....	13
(3) 実績審査及び効果検証について .....	15
ア 実績報告及びその審査は適切に行われているか .....	16
イ 効果検証は適切に行われているか .....	18
3 補助金制度に関する問題点 .....	23
(1) 行政手法及び財政支出方法の選択の問題 .....	23
(2) 補助金交付のルール整備・運用の問題 .....	23
資料	
資料1 調査対象補助金一覧 .....	25
資料2 第1次調査項目 .....	31
資料3 第2次調査項目 .....	33
資料4 第3次調査(実地調査)結果概要 .....	34

## 凡 例

本報告書における法令及び用語の略称は、次のとおりである。

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 自治法     | 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）をいう。                                      |
| 2 | 補助金適正化法 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）をいう。                    |
| 3 | 補助金規則   | 都城市補助金等交付規則（平成 18 年規則第 64 号）をいう。                                |
| 4 | 補助金要綱   | 個別の補助金の補助対象者、補助対象経費、補助金額、交付条件等について定めている要綱をいう。                   |
| 5 | 補助金     | 特に明示する場合を除き、市が補助金規則に基づいて交付する補助金、助成金、補給金、奨励金、交付金その他これらに類するものをいう。 |
| 6 | 補助事業者   | 補助金の交付を受けて補助事業を行う団体又は個人をいう。                                     |

# 行政監査報告書

## 第1 監査の概要

---

### 1 監査の種類

自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

### 2 監査のテーマ

補助金に係る事務の執行について

### 3 監査の対象

令和元年度に交付実績のあった補助金（資料1「調査対象補助金一覧」（25ページ）参照）

### 4 監査の趣旨

補助金は、自治法第232条の2が「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定しているように、市が公益上必要と認めた事業を行う者に対して、反対給付を求めることなく金銭的給付を行うことにより、市の施策を間接的に遂行しようとするものである。本市においても、自治法第232条の2の規定に基づき、補助金規則及び補助金要綱により多数の補助金を交付しており、これらは、市の施策の推進のために重要な役割を担っている。

補助金を交付する必要性の判断については、「公益上必要があるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」（行政実例昭和28年自行行発第186号）とされている。また、補助金の財源は、市民の税金等により賄われていることから、その交付に当たっては、客観的な説明責任が果たせるよう、交付の必要性や算定根拠を明確にし、効果的・効率的に執行することが求められる。

本市における補助金の監査は、これまで定期監査や財政援助団体等監査の方法により行ってきたところであるが、これらの監査は、個別の補助金の執行過程を調査検証することに主眼を置いたものであることから、市の補助金の全般的な状況については、十分に把握できていなかった。

そこで、市の交付する補助金（市単独補助及び国・県の補助金を財源として市が間接補助により交付する補助金）について、部局を問わず横断的に調査し、制度運用上の共通課題を明らかにすることにより、今後における補助金の適正かつ効果的・効率的な執行に資することを目的として、都城市監査基準（令和元年度都監委訓令第1号）に基づき、行政監査を実施した。

### 5 監査の期間

令和2年4月16日から令和3年2月9日まで

### 6 監査の着眼点

監査の着眼点は、次に掲げるとおりである。

#### (1) 補助金要綱等について

- ア 補助金要綱の周知方法は適切か
- イ 財産処分制限の明示方法は適切か

## (2) 市職員の事務局設置団体事務の兼務について

- ア 事務局設置団体の事務処理と市の事務処理とが明確に区別されているか
- イ 事務局設置団体の現金・預金の管理は適切に行われているか
- ウ 事務局設置団体の事務を兼務する例規上の根拠があるか

## (3) 実績審査及び効果検証について

- ア 実績報告及びその審査は適切に行われているか
- イ 効果検証は適切に行われているか

## 7 監査の実施方法

調査を次の3段階に分けて実施した。これに加えて、令和2年度の定期監査で対象とした補助金の状況についても、本報告書に反映した。

調査段階	調査方法	調査内容	調査時期
第1次調査 (基礎調査)	書面調査	令和元年度に交付実績のあった補助金について、状況の把握に必要な基礎情報の調査 (回答 310 件) ※ 資料1「調査対象補助金一覧」(25 ページ) 及び 資料2「第1次調査項目」(31 ページ) 参照 ※ 件数は、1つの補助金について複数の予算執行課がある場合、予算執行課ごとに1件とした。	4月～6月
第2次調査	書面調査	第1次調査の結果を踏まえ、次のとおり追加調査 ※ 資料3「第2次調査項目」(33 ページ) 参照 <b>1 補助金要綱の周知方法及び効果検証の方法</b> 全件 (310 件) について調査 <b>2 団体運営費補助関係</b> 団体運営費補助が含まれるものについて調査 (調査対象 93 件) <b>3 団体事務局関係</b> 補助事業者である協議会・実行委員会等の団体事務局が市の所管課に置かれており、市職員が団体の事務を兼務しているものについて調査 (調査対象 46 件) <b>4 財産処分制限関係</b> 補助対象経費に不動産・備品等の財産の取得が含まれる補助金で、かつ、1件 50 万円以上の交付があったものについて調査 (調査対象 58 件)	7月～9月
第3次調査	実地調査	第1次調査及び第2次調査の結果を踏まえ、リスクアプローチの考え方 (15 ページ) により、団体運営費補助が含まれる補助金のうち、合併 (平成 18 年 1 月 1 日) 前から継続しており、かつ、令和元年度の補助金交付額より補助事業者の決算繰越額が大きいものについて実地調査 (調査対象 11 件) ※ 資料4「第3次調査 (実地調査) 結果概要」(34 ページ) 参照	10月～12月

## 第2 監査の結果及び意見

### 1 補助金交付の概況

#### (1) 会計・款別の状況

補助金の会計・款別の件数及び交付実績額（第1次調査結果）は、表1のとおりである。令和元年度における補助金交付実績額は、3,211,284,055円である。

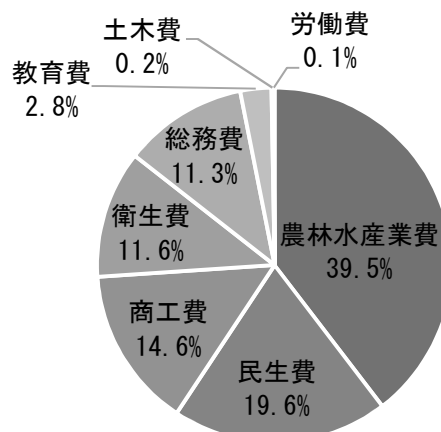
会計・款別に見てみると、「農林水産業費」が1,268,214,859円（交付実績額の39.5%）と最も多く、次いで、「民生費」が630,014,029円（同19.6%）、「商工費」が468,941,491円（同14.6%）となっている（図1参照）。

表1 補助金の会計・款別件数及び交付実績額

区分	件数	交付実績額（円）	構成比（%）
一般会計	314	3,200,780,320	99.7
総務費	44	362,252,024	11.3
民生費	37	630,014,029	19.6
衛生費	14	371,803,184	11.6
労働費	3	3,277,000	0.1
農林水産業費	90	1,268,214,859	39.5
商工費	58	468,941,491	14.6
土木費	4	6,040,882	0.2
教育費	64	90,236,851	2.8
介護保険特別会計	1	10,503,735	0.3
地域支援事業費	1	10,503,735	0.3
合計	※ 315	3,211,284,055	100.0

※ 件数合計は、地域活性化事業補助金（一般会計）が複数の款（総務費、民生費、農林水産業費、教育費）に分かれており、予算執行課及び款ごとに1件としたため315件となる（資料1「調査対象補助金一覧」（25ページ）参照）。

図1 一般会計の款別の状況



## (2) 補助金の種類等の状況

補助金の種類等の状況（第1次調査結果）は、次に掲げるとおりである。

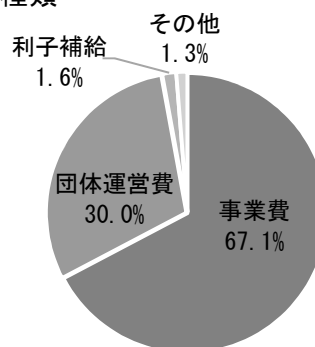
### ア 種類

補助金の種類（交付の対象となる経費分類）について調査した結果は、表2のとおりである。「事業費」が208件（67.1%）と最も多く、次いで、「団体運営費」が93件（30.0%）であった（図2参照）。

表2 種類

区 分	件 数	構成比
事業費	208	67.1
団体運営費	93	30.0
利子補給	5	1.6
その他	4	1.3
合 計	310	100.0

図2 種類



### イ 創設時期・創設からの経過期間

創設時期について調査した結果は、表3-1のとおりである。平成18年の合併前に創設された補助金が153件（49.4%）であった（図3-1参照）。

次に、創設からの経過期間について調査した結果は、表3-2のとおりである。

「20年以上」が89件（28.7%）、「5年未満」が74件（23.9%）であった（図3-2参照）。なお、「不明」は13件（4.2%）であり、これは全て合併前から継続している補助金である。

表3-1 創設時期

区 分	件 数	構成比
合併前	153	49.4
合併後	157	50.6
合 計	310	100.0

(注) 合併日は平成18年1月1日

図3-1 創設時期

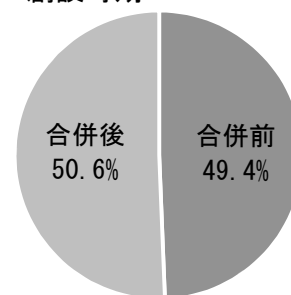
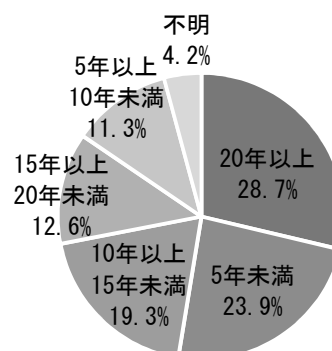


表3-2 創設からの経過期間

区 分	件 数	構成比
5年未満	74	23.9
5年以上10年未満	35	11.3
10年以上15年未満	60	19.3
15年以上20年未満	39	12.6
20年以上	89	28.7
不明	13	4.2
合 計	310	100.0

図3-2 創設からの経過期間



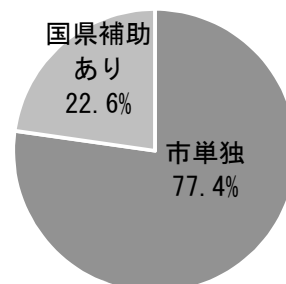
## ウ 財源

補助金の財源が市単独か国県補助を伴うかについて調査した結果は、表4のとおりである。「市単独」が240件(77.4%)、「国県補助あり」が70件(22.6%)であった(図4参照)。

表4 財源

区 分	件 数	構成比
市単独	240	77.4
国県補助あり	70	22.6
合 計	310	100.0

図4 財源



## エ 補助対象者

補助金の交付を受けることができる者(補助対象者)について調査した結果は、表5のとおりである。

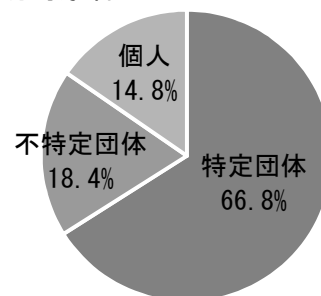
補助金要綱において補助対象者を特定団体としている補助金が207件(66.8%)、不特定団体としている補助金が57件(18.4%)であった。

なお、補助対象者を特定団体としている補助金のうち、その団体事務局が市の所管課に置かれ、市職員が団体の事務を兼務している補助金が46件(14.8%)であった(図5参照)。

表5 補助対象者

区 分	件 数	構成比
特定団体	207	66.8
うち市が事務局	46	14.8
不特定団体	57	18.4
個人	46	14.8
合 計	310	100.0

図5 補助対象者



(注) 特定団体とは、補助金要綱に補助対象者の団体名称が明記されているものをいう。

## オ 概算払の可否

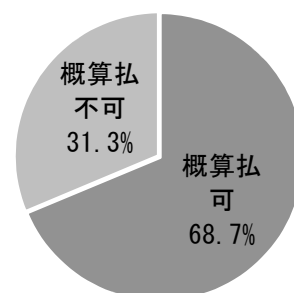
補助金の支払方法は、実績による補助金の額の確定後に行うのが原則であるが、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、概算払の方法によることが認められている(補助金規則第14条の2)。

概算払の可否について調査した結果は、表6のとおりである。概算払を可としている補助金が213件(68.7%)であった(図6参照)。

表6 概算払

区 分	件 数	構成比
概算払可	213	68.7
概算払不可	97	31.3
合 計	310	100.0

図6 概算払





## 2 監査の着眼点ごとの状況

---

監査の着眼点（第1の6）（1ページ）ごとの状況は、次のとおりである。

### （1） 補助金要綱等について

---

国の補助金の交付については、補助金適正化法に基づいて行われており、その法的性質は、行政処分と解されている。

これに対し、地方公共団体の補助金の交付については、自治法第232条の2の規定に基づき、規則や要綱により行われているのが一般的であり、その法的性質は、契約（民法（明治29年法律第89号）第549条の規定に基づく贈与）と解されている。そして、補助金の交付は、行政目的を達成するために金銭を給付する行為であるから、単純な贈与契約ではなく、負担付贈与契約である。負担付贈与契約においては、その性質に反しない限り、双務契約に関する規定が準用されるから（民法第553条）、相手方（補助事業者）についても補助金交付に伴う義務を負う。

本市における補助金の交付についても、そのほとんどが補助金規則及び補助金要綱により行われている。そして、補助金規則においては補助金の交付に係る通則的事項を定め、これを受けて、補助金要綱においては個別の補助金の補助対象者、補助対象経費、補助金額、交付条件等を定めている。

### ア 補助金要綱の周知方法は適切か

---

#### （ア） 調査の趣旨

上述のとおり、市が交付する補助金の一般的性質は負担付贈与契約であるから、補助事業者に対して補助金要綱に記載された補助の基準や条件（負担の内容）の履行を求めるためには、その内容が明確であることに加えて、補助金要綱の内容が補助事業者に示され、また、補助金要綱に規定されている事項を守ることについて、補助を受ける際に合意されている（契約に組み入れられている）必要がある（橋本勇「自治体財務の実務と理論 改訂版」（ぎょうせい、2020年）9ページ）。

このような観点から、第1次調査で回答のあった全ての補助金（調査対象310件）について、第2次調査において所管課における補助金要綱の周知方法を調査した。

## (イ) 調査の結果

補助金要綱の周知方法について調査した結果は、図Aのとおりである。

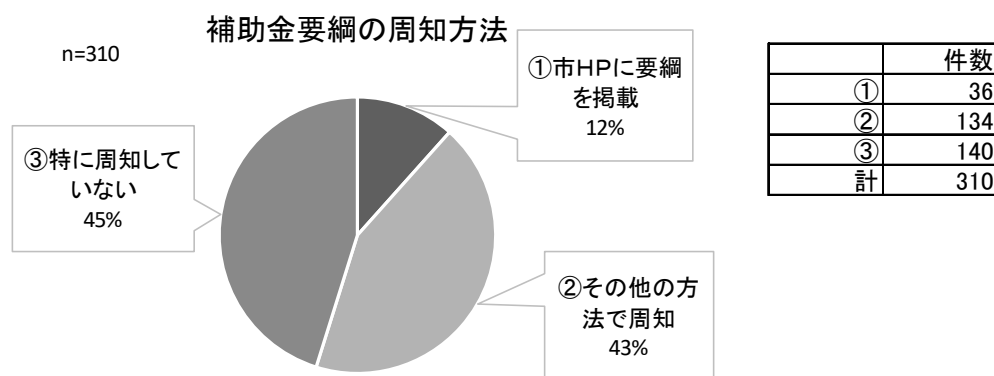
なお、同一の補助金要綱により複数種類の補助金を交付しているものについては、補助金要綱ごとにではなく、補助金ごとに件数をカウントした。

補助金要綱について、①市のホームページに掲載しているとの回答は 36 件（12%）にとどまり、②その他の方法で周知しているとの回答が 134 件（43%）、③特に周知していないとの回答が 140 件（45%）であった。

②においては、特定の者を対象としている補助金について、説明会で配布しているとの回答や文書を送付しているとの回答などがあつた。また、不特定多数者を対象としている補助金について、市ホームページに補助制度の概要や申請書の様式は掲載しているが、補助金要綱自体は掲載していないとの回答があつた。

③の理由としては、特定の者に対する補助であるため、との回答が多かつた。

図A



## (ウ) 監査の意見

不特定多数者が対象となる補助金において、対象となる可能性のある者全てに補助金要綱を配布することは、不可能ではないにしても、事務量や費用対効果の点で現実性を欠く。そこで、一般的な方法としては、市のホームページに補助金要綱を掲載することが考えられるが、上記（イ）のように、制度概要や交付申請書の様式は掲載していても、肝心の補助金要綱自体を掲載していない事案が散見された。

また、補助金の交付が負担付贈与契約であることを前提にすると、不特定多数者を対象とする補助金は、民法第 548 条の 2 第 1 項の「定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であつて、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう……）」に該当し、また、その補助金要綱は、契約条件等について画一的に規定しているものであるから、同項の「定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的として……準備された条項の総体をいう……）」に該当すると解される（田中孝男「自治体契約と民法」（市町村アカデミー機関誌・アカデミア）第 128 号 35 ページ）。そして、「定型約款」については、民法第 548 条の 3 第 1 項で、約款準備者に対し、その内容を相手方に表示することが義務付けられている。

そうすると、不特定多数者を対象とする補助金については、補助金要綱を制定（改正）した際、その内容を速やかに市ホームページに掲載し、補助対象者が補助金要綱に記載されている具体的な内容について確認できる機会を確保することが求められよう。

また、補助対象者が1団体又は少数の特定団体に限られる場合においては、補助金要綱を市ホームページに掲載する方法のほかに、補助金要綱を当該団体全てに書面、電子メール等で配布する方法も考えられる。

いずれにしても、補助対象者に対し、補助金要綱の内容を明確かつ確実な形で提示することが重要である。

## イ 財産処分制限の明示方法は適切か

### （ア） 調査の趣旨

補助金は「公益上必要」がある場合に交付できるものであり、その財源は市民の税金等で賄われている。したがって、補助金により「取得し、又は効用の増加」（補助金規則第19条第1項）する財産において、不動産や備品など比較的高額で、かつ、長期にわたって利用価値が持続するものがある場合、補助事業者がそれらの財産を任意に譲渡したり、補助目的以外に転用したりする行為は、原則として、一定の制限が付されることになる。

そうすると、補助金の交付を受ける者は、そのような制限に服する義務を負うことについて、十分認識していなければならない。

このような観点から、第1次調査で補助対象経費に不動産・備品等の財産が含まれるとの回答があった補助金のうち、令和元年度において1件50万円以上の交付実績があったもの（調査対象58件）について、第2次調査において財産処分制限の明示方法を調査した。

### （イ） 調査の結果

#### a 補助金要綱に財産処分制限の規定が設けられているか

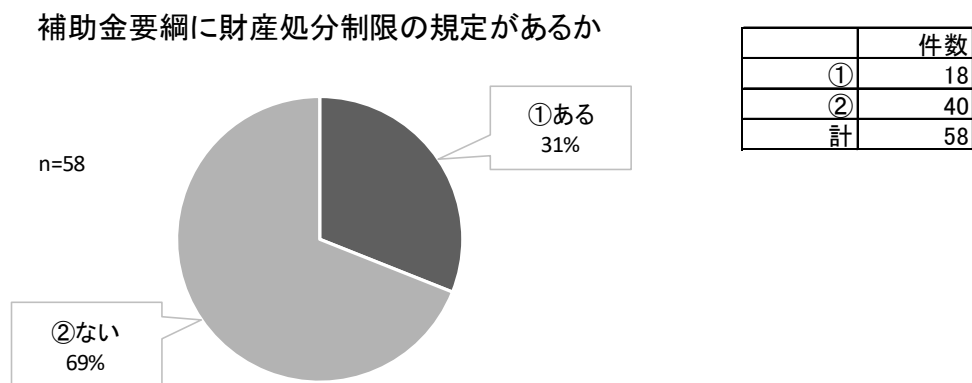
補助金要綱に財産処分制限の規定が設けられているか否かについて調査した結果は、図Bのとおりである。

補助金要綱で財産処分制限について規定しているとの回答があったものは、わずか18件（31%）であった。

財産処分制限について規定していない理由としては、次のような回答があった。

- ① 補助事業で取得した財産の転用や譲渡・売却等が全く想定されないため（No.175：はばたけ都城六次産業化総合対策事業補助金）
- ② 要綱には特に記載されていないが、補助金等交付規則を遵守することの記述がされているため（No.23：地域活性化事業補助金）
- ③ 県の補助金交付要綱において規定されているため、市の補助金交付要綱の条文中に「県の補助金交付要綱に定めるもののほか」と規定している（No.53：鳥獣保護区被害防止対策事業費補助金）

図B



b 交付決定通知書に財産処分制限について明記しているか

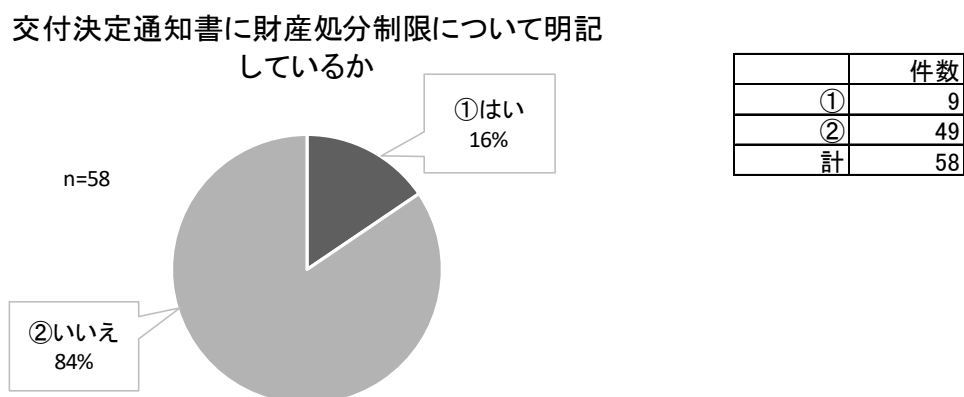
交付決定通知書に財産処分制限について明記しているか否かについて調査した結果は、図Cのとおりである。

交付決定通知書において財産処分制限の内容を相手方が了知できる程度に記載しているとの回答があったものは9件（16%）であり、残り49件（84%）は具体的な記載をしていなかった。

財産処分制限の内容を交付決定通知書に具体的に記載していない理由としては、次のような回答があった。

- ① 「市の定めた交付条件を遵守すること」と大枠で記載している（No.139：産地パワーアップ事業費補助金）
- ② 市の交付決定通知書には特段の記載はしていないが、県から市へ通知された補助金交付決定通知書の添付文書に財産処分制限について記載があるため、その写しを添付して補助事業者へ送付している（No.64：林業・木材産業構造改革事業補助金）

図C



## (ウ) 監査の意見

補助金規則第 19 条は、次のように規定している。

(財産の処分の制限)

第 19 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものについては、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要と認めて定めるもの

2 前項の規定は、補助金等の終局の受領者についても準用する。

この規定によると、補助対象経費に「不動産及びその従物」や「機械及び重要な器具」が含まれる場合は、財産処分（転用・譲渡等）が行われる可能性の有無（上記（イ）a①）に関係なく、「市長が定める期間」や「市長が定めるもの」を補助金要綱や交付決定通知書で明らかにしておく必要がある。そうすると、補助金要綱中に補助金規則を遵守することについて記載（上記（イ）a②）するだけでは、市長が定めるべき事項を明らかにしていることにならない。また、財産処分制限は、補助金の交付条件の中でも特に重要な事項であるから、交付決定通知書に「市の定めた交付条件を遵守すること」と大枠で記載（上記（イ）b①）するだけでは、相手方への明示方法として不十分である。

また、国・県の補助金を財源として市が間接補助（補助金適正化法第 2 条第 4 項第 1 号）を行う場合、国・県の補助金要綱において、補助事業者（市）が間接補助事業者（同条第 6 項）に対して財産処分制限を課すよう求められているのが通例であるが、間接補助金の交付主体は市である。したがって、国・県の補助金要綱や交付決定通知書は、国・県と補助事業者（市）との関係であって、間接補助事業者に対する直接的な効力はない。そうすると、市が行う間接補助の交付手続において、市の補助金要綱に「(国・県の) ○○要綱に定めるもののほか」と規定（上記（イ）a③）したり、市から間接補助事業者に対する交付決定通知書に国・県から市に対する補助金交付決定通知書の写しを添付（上記（イ）b②）するだけでは足りず、市が間接補助金の交付主体として、間接補助事業者に対して財産処分制限の内容を明示する必要がある。

財産処分制限について相手方に明示しないまま補助金を交付した場合、制限違反を理由とする補助金返還請求等の必要が生じた際に、その根拠を明らかにすることが困難である。特に、補助金適正化法第 22 条で定める財産処分制限の法的拘束力は、補助事業者（市）に対して及ぶのみで、間接補助事業者に対しては及ばないと解されている（平成 28 年 3 月 23 日宇都宮地裁判決等）から、国・県の補助金を財源として市が間接補助を行う場合、市が国・県から補助金の返還を求められる一方、市は間接補助事業者に対して返還請求が認められないリスクがある。

このような点を踏まえ、財産処分制限については、市の補助金要綱において具体的に明らかにするとともに、交付決定通知書においてもその具体的内容を明記する必要がある。

## (2) 市職員の事務局設置団体事務の兼務について

### 調査の趣旨

市の施策と密接に関連する事業を推進するに当たり、協議会・実行委員会等の団体を設立して、市が当該団体に補助金を交付することを通じて当該事業を効率的に遂行するとともに、市の所管課に、当該団体の事務局を置き、その団体（以下「事務局設置団体」という。）の事務を市の担当職員が兼務しているケースがある。この場合、所管課の事務従事者としての地位と事務局設置団体の事務従事者としての地位との関係が問題となる。また、このようなケースでは、事務局設置団体の会計事務についても所管課の担当職員が関与するのが通例であるところ、事務局設置団体における現金・預金の管理が適正に行われているかも問題となる。

このような観点から、第1次調査において補助対象者が事務局設置団体であるとの回答があったもの（調査対象46件）について、第2次調査においてその事務処理状況を調査した。

### ア 事務局設置団体の事務処理と市の事務処理とが明確に区別されているか

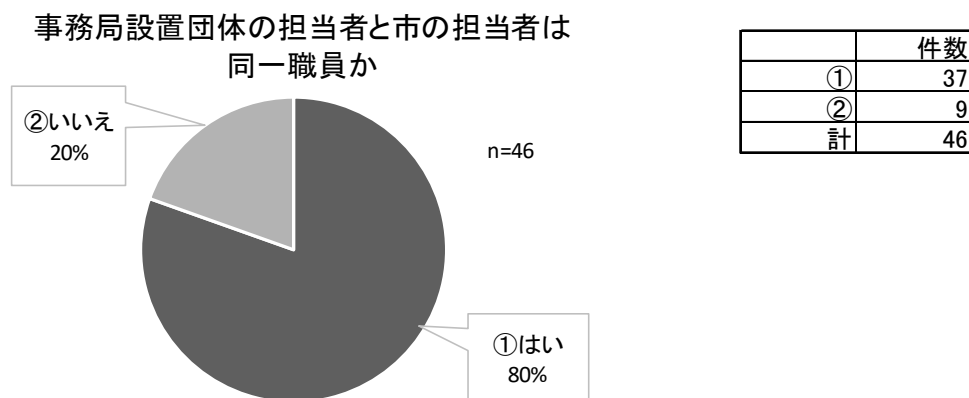
#### (ア) 調査の結果

事務局設置団体の担当者と市の担当者が同一職員か否かについて調査した結果（第2次調査結果）は、図Dのとおりである。

補助金の交付申請手続（事務局設置団体側）と交付決定手続（市側）の両方について、同一の担当職員が処理しているとの回答があったものは37件（80%）、そうでないとの回答があったものは9件（20%）であった。

また、本年度の定期監査の結果において、事務局設置団体としての事務処理と市としての事務処理とが区別されていない事例や、そもそも事務局設置団体としての事務処理手続に関する文書が作成されていない事例が散見された。

図D



## (イ) 監査の意見

事務局設置団体に補助金を交付する場合、交付申請や実績報告を行う事務局設置団体の事務と、交付決定や実績審査を行う市の行政事務という、利益が相反する事務を、同一の組織内で処理することになる。そして、事務局設置団体の事務と市の行政事務の双方を同一職員が担当する場合、自分で作成した書類を自分で審査することになる結果、補助金の審査事務が適切に処理されているかについて疑念を生じさせるおそれがある。

そのため、事務局設置団体としての事務処理と市としての事務処理とを明確に区別するとともに、事務局設置団体側と市側とで担当職員（事務処理手続の出発点となる起案者）を別の者にするなど、チェック機能が働くような工夫をするべきであろう。

## イ 事務局設置団体の現金・預金の管理は適切に行われているか

### (ア) 調査の結果

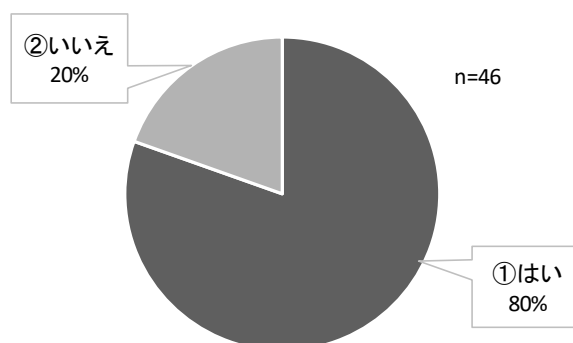
事務局設置団体の現金・預金を市の担当職員が都城市準公金取扱規程（平成 25 年度訓令第 15 号）に基づき準公金として管理しているか否かについて調査した結果（第 2 次調査結果）は、図 E のとおりである。

事務局設置団体の現金・預金を都城市準公金取扱規程に基づき準公金として管理しているとの回答があったものは 37 件（80%）、そうでないとの回答があったものは 9 件（20%）であった。

また、本年度の定期監査の結果において、預金通帳のみ市の担当者が保管し通帳印は市職員以外の者が保管している事案や、預金通帳と通帳印の両方とも市職員以外の者が保管している事案が散見された。

図 E

事務局設置団体の現金・預金を  
都城市準公金取扱規程に基づいて管理しているか



	件数
①	37
②	9
計	46

## (イ) 監査の意見

市と事務局設置団体とは別個の権利主体であるから、事務局設置団体に属する現金・預金は、公金に当たらない。しかし、市の職員が事務局設置団体の事務を兼務している場合、当該団体の現金・預金については、公金と同様の厳格な管理が求められる。そこで、都城市準公金取扱規程は、市の職員が職務上会計事務を行っている協議会・実行委員会等の団体に属する現金・預金を「準公金」と定義し（同規程第2条第2号）、「その取扱いの基本方針及び手続に関し必要な事項を定めることにより、会計事務の適正化及び事故防止を図」っている（同規程第1条）。

ところが、事務局設置団体の中には、上記（ア）のとおり、「準公金」としての管理をしていないものや、会計事務の取扱いが明確でないものがあった。市の職員が事務局設置団体の事務を兼務している場合、補助事業の執行には当該団体の現金・預金の出納に関する事務が必ず伴うから、都城市準公金取扱規程の趣旨目的を踏まえて、事務局設置団体の会計事務（現金・預金の保管方法等）の取扱いを明確にすることが求められる。

## ウ 事務局設置団体の事務を兼務する例規上の根拠があるか

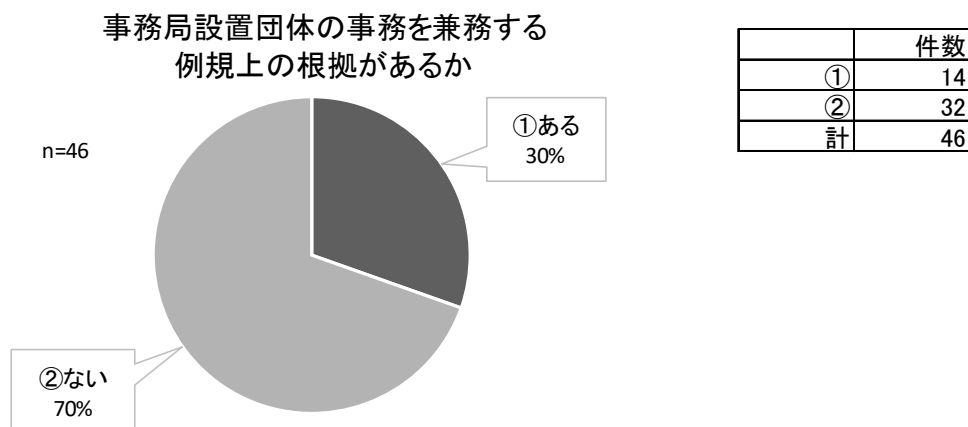
### (ア) 調査の結果

事務局設置団体の事務を市職員が兼務することについて例規上の根拠があるか否かを調査した結果（第2次調査結果）は、図Fのとおりである。

事務局設置団体の事務を市職員が兼務することについて市の例規に根拠規定があるとの回答があったものは14件（30％）に過ぎず、根拠規定がないとの回答があったものは32件（70％）であった。

そこで、市の例規に根拠規定があると回答があったものについて、根拠規定の具体的な内容を確認したところ、事務局設置団体の規約を市の例規と誤解している事例（2件）及び都城市行政組織規則（平成18年規則第10号）の事務分掌の一般的な定め（「〇〇に関すること」）が事務局設置団体の事務を市職員が兼務できる根拠と認識している事例（2件）があった。これら4件を差し引くと、市の例規に根拠規定があったものは、わずか10件（22％）にとどまる。

図F





## (イ) 監査の意見

市の施策と密接に関連する事業を遂行するため、行政手法として補助金の交付を選択し、民間のノウハウを利活用することは、行政の効率化等に資するとも考えられる。そして、この場合、事務局設置団体の事務を行政手続の専門家である市職員が兼務することは、補助金に係る事務処理の効率化及び補助金の額の低廉化を図る点において、一定の合理性が認められる。

一方、市職員が事務局設置団体の事務を行うことは、形式的には、行政の民間に対する労務の無償提供に当たるおそれがある。

また、市の施策と密接に関連する事業とはいえ、市職員が事務局設置団体の事務を兼務する際にその根拠が明確でなければ、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条が定める職務専念義務との関係で疑義が生じるおそれがある。

そのため、市職員に事務局設置団体の事務を兼務させるとの政策決定をしているものについては、当該事務が市のなすべき職務であることを、市の例規で明確にすべきである。その具体的な方法として、例えば、都城市行政組織規則において「〇〇協議会の事務局に関すること」のように規定することが考えられる。

そして、市の例規にこのような根拠規定が設けられていない場合には、補助事業者の事務局事務を市職員が兼務することができないことを明確にすべきである。

### (3) 実績審査及び効果検証について

補助金規則第13条第1項は、「補助事業者等は、補助事業等が完了したとき……は、補助事業等実績報告書……に市長が別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない」と規定している。また、同規則第14条は、「市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか、審査することを規定している。

#### 調査の方法

補助金の実績審査及び効果検証の状況については、書面調査（第1次調査及び第2次調査）のほか、11件の補助金を抽出して、実地調査（第3次調査）を行った。

この実地調査対象については、第1次調査で回答のあった310件の補助金の中から、リスクアプローチの考え方により、次の各要件の全てに該当する補助金を抽出した。

#### 【実地調査対象抽出に当たってのリスクアプローチの考え方】

要件	想定リスク
① 団体運営費補助であること	既得権化していないか
② 合併（平成18年1月1日）前から継続している補助金であること	補助継続の必要性について検証が行われているか
③ 補助金の交付額より補助事業者の決算繰越額が大きいこと	補助金額の妥当性について検証が行われているか

上記各要件の全てに該当した補助金は、次表のとおりである。

#### 【実地調査対象一覧】

番号	補助金名	所管課
① (17)	防衛協会運営補助金	危機管理課
② (68)	一般廃棄物最終処分場地元対策協議会補助金	環境施設課
③ (69)	都城市社会福祉協議会補助金	福祉課
④ (105)	都城市北諸県郡医師会都城看護専門学校運営費補助金	健康課
⑤ (158)	自衛防疫推進協議会補助金	畜産課
⑥ (181)	職業訓練法人都城地域職業訓練協会運営費補助金	商工政策課
⑦ (239)	ボーイスカウト及びガールスカウト補助金	生涯学習課
⑧ (277)	畜産経営改善奨励補助金	高城総合支所産業建設課
⑨ (278)	石山土地改良区動力費補助金	高城総合支所産業建設課
⑩ (287)	土地改良区運営費等補助金（山田町土地改良区）	山田総合支所産業建設課
⑪ (305)	土地改良区運営費等補助金（高崎町／鳩越土地改良区）	高崎総合支所産業建設課

※ 番号欄の括弧内の数字は、資料1「調査対象補助金一覧」（25ページ以下）の一連番号である。

## ア 実績報告及びその審査は適切に行われているか

### (ア) 調査の趣旨

補助金は、市民の税金等で賄われていることから、補助事業が交付目的や交付基準に沿って適切かつ効果的に実施されたかどうかを審査することは、極めて重要である。したがって、実績報告及びその審査の内容は、補助金が適切かつ有効に使われたことについて、市民への説明責任を果たすことができるようなものでなければならない。

このような観点から、どのような実績報告を求めているのか、そして、その審査をどのように行っているのかについて調査した（下記（イ） a、 b）。

また、「実地調査対象一覧」（15 ページ）に掲げる補助金について、実地での実績報告関係書類の確認及び所管課への聴取りを行った（下記（イ） c）。

### (イ) 調査の結果

#### a 実績報告の提出書類

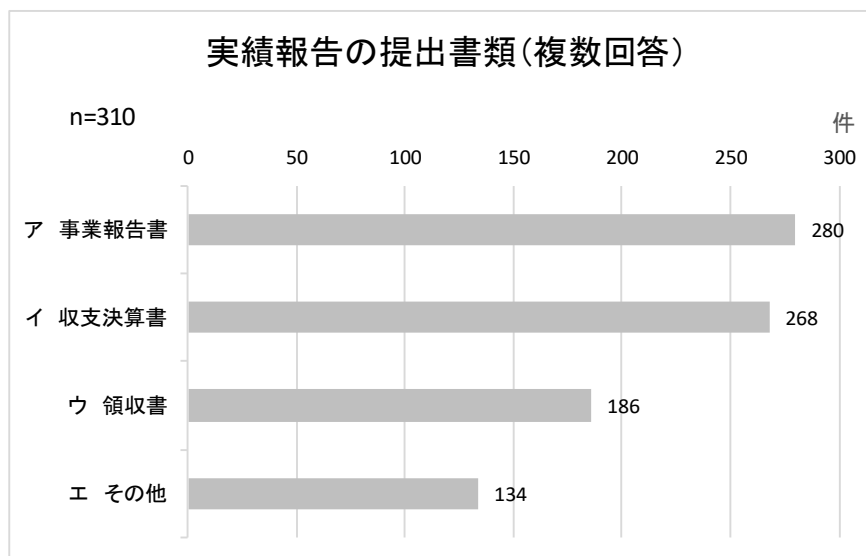
補助金要綱において実績報告で提出を求めている書類について調査した結果（第1次調査結果）は、図Gのとおりである（複数選択方式）。

事業報告書の提出を求めている補助金が 280 件（90%）、収支決算書の提出を求めている補助金が 268 件（86%）であった。これらの書類の提出を求めていない補助金があるのは、確定払の補助金の中には、交付申請時に実績調書等の提出を求めているものがあり、この場合、改めて事業報告書や収支決算書の提出を求める必要がないことによるものである。

また、「領収書」（写し）の提出を求めている補助金は 186 件（60%）であった。

なお、「その他」の書類としては、補助事業の実施状況が分かる写真の提出を求めているものが多かった。

図G

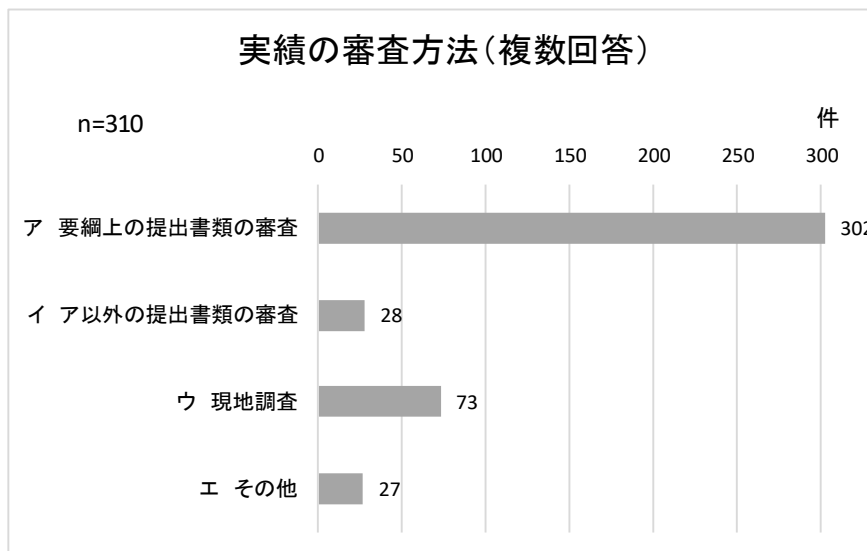


## b 実績の審査方法

実績の審査方法について調査した結果（第1次調査結果）は、図Hのとおりである（複数選択方式）。

補助金要綱で定めている書類に基づいて審査をしているとの回答は302件（97%）であり、現地調査をしているとの回答は73件（24%）であった。

図H



## c 実地調査の結果

「実地調査対象一覧」（15 ページ）に掲げる補助金についての実地における書類の確認及び聴取り調査の結果は、資料4「第3次調査（実地調査）結果概要」（34 ページ以下）のとおりである。

この中から問題のあった主な事例を挙げると、次のとおりである。

- ① 補助金要綱において、実績報告の提出書類に関する規定がないものがあった（No.158：自衛防疫推進協議会補助金、No.277：畜産経営改善奨励補助金）。
- ② 補助対象経費について、補助金要綱上「運営に要する経費」などの曖昧な規定の仕方がされているために、実績報告から補助の目的・条件に沿って使われたかが明らかでない補助金があった（No.17：防衛協会運営補助金、No.68：一般廃棄物最終処分場地元対策協議会補助金、No.69：都城市社会福祉協議会補助金、No.105：都城市北諸県郡医師会都城看護専門学校運営費補助金、No.239：ボーイスカウト及びガールスカウト補助金）。
- ③ 特段の事情がないにもかかわらず、補助金要綱において実績報告における支出証拠書類（領収書写し等）の提出を義務付けていない補助金があった（No.68：一般廃棄物最終処分場地元対策協議会補助金、No.287：土地改良区運営費等補助金（山田町土地改良区）、No.305：土地改良区運営費等補助金（高崎町土地改良区・鳩越土地改良区））。
- ④ 実績の審査方法を考慮すると、事業費補助によるべきであるにもかかわらず、団体運営費補助としていた補助金があった（No.68：一般廃棄物最終処分場地元対策協議会補助金、No.181：職業訓練法人都城地域職業訓練協会運営費補助金、No.278：石山土地改良区動力費補助金）。

## (ウ) 監査の意見

### a 審査義務の明確化

補助金規則は、第 14 条本文において、補助金の額の確定に必要な手続の一環として実績報告の審査に関する規定を設けているが、実績報告の内容を審査する義務について明確に規定していない。

しかし、補助金の交付は負担付贈与契約（6 ページ）であるから、補助金はその目的に沿って適切に使われたかどうか（相手方の負担の履行）を審査することは、業務委託契約における履行確認と同様、双務契約（負担付贈与契約）において必須の手続である。

したがって、実績報告の審査義務について、補助金規則で明確に規定する必要がある。

### b 提出書類の明確化

実績報告における提出書類の内容について、補助金規則第 13 条第 1 項は「市長が別に定める書類」と規定しているにとどまり、具体的な提出書類は補助金要綱に委ねている。補助金要綱にこの定めがない場合（上記（イ）c①）、市は、補助事業者に対して、法律上実績報告における提出書類を求めることができず、相手方の負担の履行を確認することが困難になる。

したがって、補助金要綱において、実績報告の内容及びその提出書類を明確に規定する必要がある。

### c 補助対象経費の明確化

補助対象経費が補助金要綱上明確に定められていない場合（上記（イ）c②）、実績審査において、補助金が収支決算書のどの経費に充てられたのか照合して審査することができない。

したがって、補助金要綱において補助対象経費を具体的に明記することが求められる。

### d 支出証拠書類の提出義務付けの原則化

実績報告において支出証拠書類（領収書写し等）の提出がない場合、補助金が適正に使われたことを客観的に証明することができない。

したがって、特段の事情がないにもかかわらず支出証拠書類の提出を求めているケース（上記（イ）c③）では、補助金要綱上、補助対象経費について明確にした上で、当該経費に係る支出証拠書類の提出についても明記することが求められる。

## イ 効果検証は適切に行われているか

### (ア) 調査の趣旨

補助金は、その性質上、直接的な反対給付を伴わない一方的な給付であり、その財源には市民の税金等が使われていることから、交付の必要性について市民の理解が十分に得られるものでなければならない。

また、補助金は、「公益上必要がある場合」に交付することができるものであるが、一度制度化されると、それが既得権となり、見直しがなされないまま継続される傾向があり、

特に団体運営費補助においては、団体における財源確保の意欲を減退させ、行政に依存する体質になりやすい。

このような観点から、補助金の効果検証の状況等について調査した(下記(イ) a～d)。

また、「実地調査対象一覧」(15ページ)に掲げる補助金について、実地での書類の確認及び所管課への聴取りを行った(下記(イ) e)。

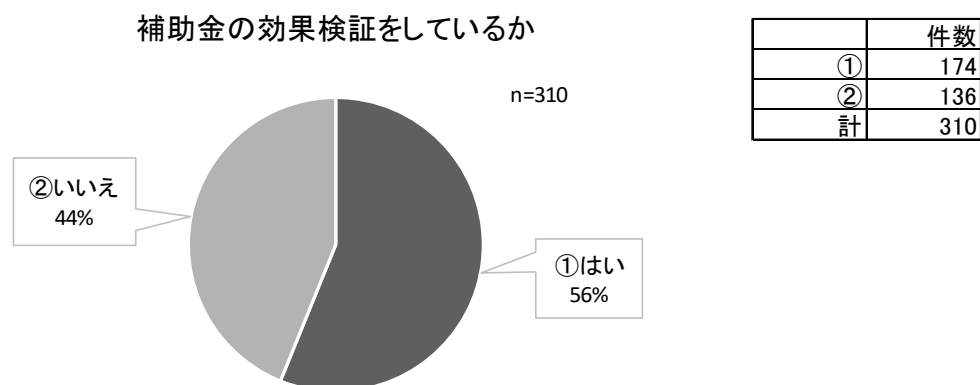
## (イ) 調査の結果

### a 補助金の効果検証をしているか

補助金の効果検証をしているかについて調査した結果(第2次調査結果)は、図Iのとおりである。

効果検証をしているとの回答が174件(56%)、していないとの回答が136件(44%)であった。

図I



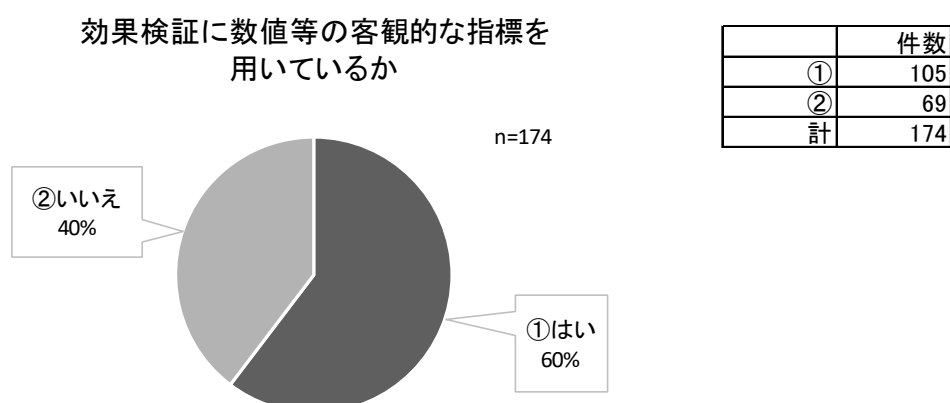
### b 効果検証において数値等の客観的な指標を用いているか

効果検証において数値等の客観的な指標を用いているかについて調査した結果(第2次調査結果)は、図Jのとおりである。

効果検証をしているとの回答174件中、数値等の客観的な指標を用いているとの回答が105件(60%)、そうでないとの回答が69件(40%)であった。

客観的な指標を設定していない理由としては、団体運営費補助であり指標を数値化することが困難という回答が多かった。

図J

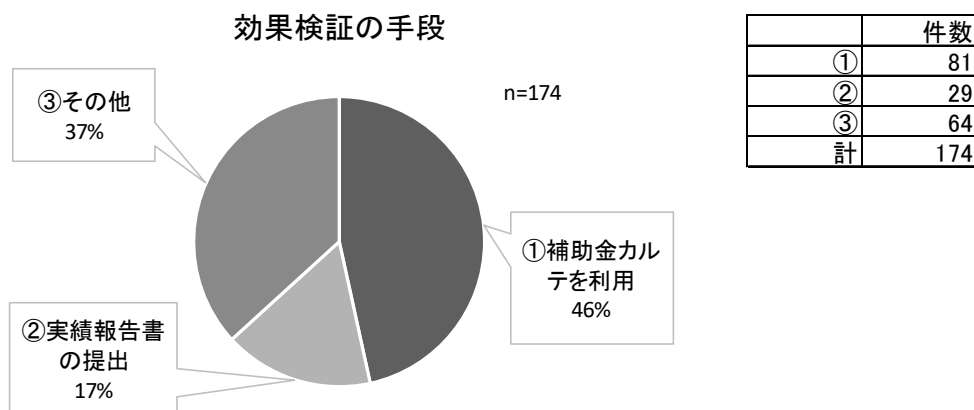


c どのような手段で効果検証しているか

効果検証をしているとの回答があった補助金について、どのような手段で効果検証しているかを調査した結果（第2次調査結果）は、図Kのとおりである。

効果検証の手段としては、財政課指定の予算査定資料（補助金カルテ）を利用しているとの回答が 81 件（46%）、実績報告書の提出によっているとの回答が 29 件（17%）であった。

図K

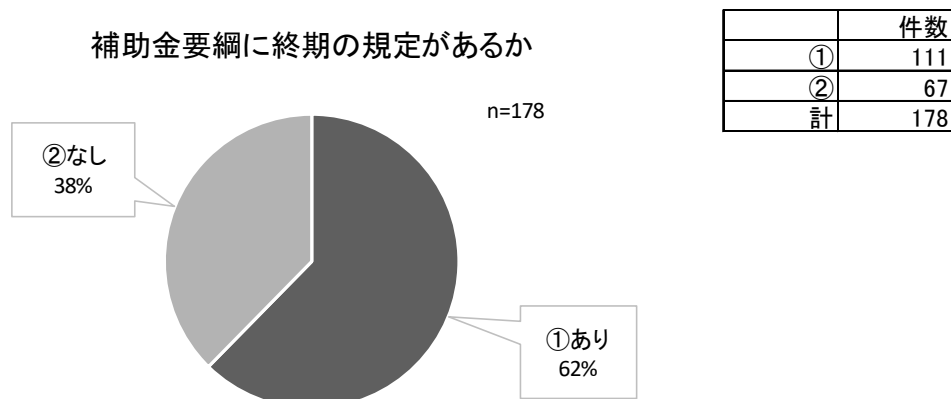


d 補助金要綱に終期の規定があるか

第1次調査で資料として提出を求めた補助金要綱において、当該要綱の終期に関する規定が設けられているか否かを調査した結果は、図Lのとおりである。

補助金要綱 178 件中、終期の規定があったものが 111 件（62%）、なかったものが 67 件（38%）であった。

図L



## e 実地調査の結果

「実地調査対象一覧」(15 ページ)に掲げる補助金についての実地における書類の確認及び聴取り調査の結果は、資料4「第3次調査(実地調査)結果概要」(34 ページ以下)のとおりである。

これによると、過去5年(平成27年度から令和元年度まで)の間に、被補助団体における補助事業の実績等を踏まえて、補助金額の具体的な積算見直しを行っていた補助金は、11件中4件(No.17:防衛協会運営補助金、No.69:都城市社会福祉協議会補助金、No.158:自衛防疫推進協議会補助金、No.181:職業訓練法人都城地域職業訓練協会運営費補助金)に過ぎなかった。

また、過去5年の間に、被補助団体の運営上、確保しておくべき繰越金や積立金の適正規模について、団体の財政基盤の全体状況を具体的に検証した上で、補助金額の見直しを行っていた補助金は、11件中1件(No.158:自衛防疫推進協議会補助金)のみであった。

## (ウ) 監査の意見

### a 定期的な検証・見直しの必要性

今回の調査では、4割弱の補助金要綱に終期の規定がなかった(上記(イ)d)。

冒頭の監査の趣旨(第1の4)(1ページ)でも述べたが、自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされていることが端的に示しているように、補助金の交付に当たっては「公益性」が絶対条件である。

また、自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、……最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定している。

社会経済情勢の変化に伴い、補助金の対象となる「公益性」は変化することがあり得る。また、少子高齢化の進展等により厳しさの増していく財政状況の中、限られた財源をより効果的・効率的に活用することが求められている。このような中で、補助金行政を通じて最少の経費で最大の効果を挙げる行政施策を講ずるためには、補助金行政・補助金制度の原則に立ち返って、前例主義によることなく、定期的かつ着実に効果検証及び見直しを進めていくことが必要である。

### b 団体運営費補助における団体の財政基盤状況を踏まえた検証・見直しの必要性

実地調査で見た団体運営費補助の中で、補助金額の妥当性について検証がなされていたものはわずかであり、また、団体運営費補助において補助継続の必要性や補助金額の妥当性を判断する前提となるはずの、団体の財政基盤の全体状況(繰越金、積立金、複数の事業を踏まえた団体全体の損益など)について具体的に把握した上で、補助金の検証・見直しに取り組んでいた所管課はほとんどなかった(上記(イ)e)。

また、実地調査で対象とした団体運営費補助のほとんどは、概算払の方法によっていた。しかし、これらの団体の収入全体に占める補助金の割合は10%を下回っているものが多く(1%未満のものもあった)、そうすると、概算払の必要性が見当たらない。

したがって、団体運営費補助における補助金額の妥当性や概算払(第2の1(2)オ(5ページ)参照)の必要性について十分検討する必要がある。



### c 効果検証に係る基準・指針等の整備の必要性

本市の補助金の半数近くが合併前から継続しているものであり、また、6割以上が特定の事業者に対するものである（第2の1（2）イ、エ（4、5ページ参照）ことなどを踏まえると、今回実地調査の対象としなかった補助金についても、以上で述べたと同様に、効果検証が十分に行われていないものが多数存在すると推察される。

効果検証は、単に形式的に補助事業の現状を追認し、正当化するために行うものではなく、「補助金が公益上の目的を達成するために有効に使われているか」、「今後も補助を継続する必要があるか」、「補助金の額は妥当か」等について、市民への客観的な説明責任を果たせるように実施することが求められる。そうすると、単に実績報告書を提出させ、その内容を前年度と比較するという方法では、十分な効果検証を実施しているとは言い難い。

所管課による補助金の効果検証及びその結果を踏まえた補助金の見直しが適時・適切に行われるよう、制度主管課においては、効果検証及び見直しの具体的な基準・指針等を策定することが求められる。さらに、補助金行政の透明性を確保するために、補助金の支出状況や効果検証の結果について、公表することを検討すべきであろう。

### d 第三者機関の設置等

補助金の効果検証及び見直しにおいては、単なる内部マネジメントとは異なる難しさがある。すなわち、補助金を媒介として、行政と補助事業者との間に築かれた関係から生じる既得権や前例などのしがらみに束縛されがちであり、庁内組織のみで根本的な改革を行うことには、実効性の観点から限界がある。公平・公正な立場から実効性のある改革を行う観点から、第三者機関の設置についても検討の余地がある。

また、議会及び市民にとって透明性の高い制度とするため、補助金の見直し、評価、交付実績の議会報告、公表等に関する基本的な事項について条例で定める方策も考えられる（例：三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成15年三重県条例第31号））。

### 3 補助金制度に関する問題点

---

今回の行政監査は、①補助金要綱の周知方法及び財産処分制限の明示方法、②市職員が事務局設置団体の事務を兼務する場合の事務処理、③補助金の実績審査及び効果検証、の3つを主な着眼点として実施した。これらの着眼点に関する監査の結果及び意見については、以上のとおりである。

最後に、今回の行政監査において補助金の状況を幅広く調査する中で、これらの着眼点以外に明らかとなった、補助金の制度に関する若干の問題点について指摘したい。

#### (1) 行政手法及び財政支出方法の選択の問題

---

市の施策を遂行する際の行政手法及び財政支出方法としては、市が直接執行する方法のほか、委託の方法、補助金交付の方法、負担金の方法など、いくつかの選択肢が存在する。

今回の行政監査において、補助金の交付による方法が適切かについて、疑問を抱かざるを得ないものが見受けられた。

具体的には、事業の実施責任が市の側にあるのか補助金の交付等を受ける団体の側にあるのかが十分検討・整理されていないままに、補助金の交付や負担金の支出が行われているケースがあった（No.189：都城発明協会運営費補助金、学校創意工夫工作展負担金及び都城少年少女発明クラブ負担金等）。

また、事業の趣旨目的や市が負担している経費の内容に照らして、補助金を交付する方法よりも委託の方法によることが適切ではないと思われるケースも見受けられた（No.181：職業訓練法人都城地域職業訓練協会運営費補助金等）。

行政手法及び財政支出方法の選択にあつては、最少経費最大効果の原則（自治法第2条第14項）に従って行う必要がある。法令・条例等との適合性、事業に係るコスト等を十分考慮して、直接執行の方法、委託の方法、補助金交付による方法、負担金の支出による方法などの中から、適切な方法を選択することが求められる。

#### (2) 補助金交付のルール整備・運用の問題

---

補助金の交付手続において、各補助金について規律するルールの適用関係が明確でないものが散見された。

##### ア 交付金の交付手続に関する問題

補助金規則は、自治法第15条第1項の規定に基づき地方公共団体の長が定める「規則」であり、法規としての性質を有する。これに対し、補助金要綱は、地方公務員法第32条の規定に基づき、上司（市長等）が部下職員に対して職務遂行の方法を条文形式で指示したもので、基本的には、職員に対する行為規範としての性質を有するに過ぎない。

そして、補助金規則は、第2条第1号で「補助金等」について、「市が市以外の者に対し

て交付する補助金、助成金、補給金、奨励金、交付金その他これらに類するものをいう」と定義し、また、第1条で「他に特別の定めのあるものを除くほか、市が交付する補助金等の交付に関する基本的な事項を定める」と規定している。この「特別の定め」とは、法令、条例又は規則に限定されるのであって、要綱はこれに当たらない。

そうすると、交付金については、法令、条例又は他の規則において「特別の定め」がない限り、当然に、補助金規則が適用されることになる。

ところが、交付金の要綱において、補助金規則とは異なる交付手続を定め、交付金を交付しているケースがあった（都城市ファンクラブクーポン活用事業実施要綱等）。

なお、交付金の要綱において、交付条件や交付手続について何らの具体的な規定がないまま交付金を交付しているケースもあった（都城市行政協力員の設置等に関する要綱等）。

## イ 社会福祉法人に対する補助金支出に関する条例

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条は、「地方公共団体は、必要があると認めるときは……当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出（する）……ことができる」と規定している。そして、この規定を受けて、本市では、都城市社会福祉法人助成申請手続条例（平成18年条例第105号。以下「本件条例」という。）が制定されている。

しかし、本件条例及び同条例施行規則は、助成の申請手続に関する規定のみで、補助金の支出手続に関する規定がない。

また、本件条例に基づく申請手続をとっていたのは、保育所等整備交付金事業補助金（No.103）のみで（ただし、同補助金のそれ以降の手続は、補助金規則と補助金要綱によっていた。）あり、他の社会福祉法人に対する補助金は、全て補助金規則と補助金要綱のみに基づいて交付されていた。

## ウ 補助金交付手続の整備運用

補助金の交付は、公金の支出を伴うものであるから、その具体的な補助金の支出に当たっては、法令、条例、規則及びこれらの規定の委任を受けた要綱等に基づいて執行する必要がある。このことが、適正・公平な補助金の交付行政に対する市民の信頼を得られることにつながる。したがって、補助金規則は、補助金支給に関する通則的規定としてその手続を明確にする必要があり、また、この規則に基づく要綱を定める場合には、その具体的内容を明らかにすることが求められる。

今回の行政監査において、これらについて調査をした結果、前述のとおり、必ずしもこれらが明確になっているとは言い難い。体系的かつ法的整合性を持ったルール of 早急な整備・運用が求められる。

資料1 調査対象補助金一覧

【令和元年度に交付実績のあった補助金(第1次調査回答に基づき作成)】

No.	所管課名	補助金名	款名	交付額(円)
1	総合政策課	子ども育成相談事業費補助金	総務費	1,175,000
2	総合政策課	中山間地域等新商品開発支援事業費補助金	総務費	500,000
3	総合政策課	移住・定住促進事業費補助金(空き家リフォーム等)	総務費	1,400,000
4	総合政策課	移住・定住促進事業費補助金(レンタカー借上料補助)	総務費	38,292
5	総合政策課	移住・定住促進事業費補助金(転職応援補助金)	総務費	8,657,600
6	総合政策課	インターンシップ等促進補助金	総務費	221,000
7	総合政策課	地域間幹線系統維持費補助金	総務費	1,104,000
8	総合政策課	広域的バス路線等運行費補助金	総務費	85,267,283
9	総合政策課	住宅取得資金利子補給金	総務費	8,926,000
10	総合政策課	移住・定住促進事業費補助金(宿泊費助成)	総務費	197,080
11	総務課	交通指導員会運営費補助金	総務費	1,000,000
12	総務課	都城地区交通安全協会補助金	総務費	454,000
13	総務課	高齢者交通安全競技大会補助金	総務費	94,000
14	総務課	防犯灯設置等補助金	総務費	26,685,600
15	総務課	保護司会補助金	民生費	688,000
16	危機管理課	自主防災組織補助金	総務費	300,000
17	危機管理課	防衛協会運営補助金	総務費	145,000
18	コミュニティ文化課	市民公益活動支援事業費補助金	総務費	4,774,000
19	コミュニティ文化課	我がまち交付金	総務費	66,366,615
20	コミュニティ文化課	自治公民館補助金	教育費	1,702,000
21	コミュニティ文化課	自治公民館整備費補助金	教育費	6,384,000
22	コミュニティ文化課	コミュニティ助成事業補助金	総務費	17,500,000
23	コミュニティ文化課	地域活性化事業補助金(13事業)	総務費	12,332,341
			民生費	1,025,873
			教育費	825,392
24	コミュニティ文化課	都城芸術文化協会運営費補助金	総務費	500,000
25	コミュニティ文化課	都城芸術文化協会事業費補助金	総務費	1,183,102
26	コミュニティ文化課	スポーツ・文化合宿補助金	総務費	883,740
27	コミュニティ文化課	芸術文化全国大会等参加費補助金	総務費	109,000
28	コミュニティ文化課	民俗芸能保存連合会育成補助金	総務費	2,120,000
29	コミュニティ文化課	山之口弥五郎どん祭り開催補助金	総務費	600,000
30	コミュニティ文化課	国指定山之口麓文弥節人形浄瑠璃伝承補助金	総務費	400,000
31	コミュニティ文化課	民俗芸能伝承・後継者育成補助金	総務費	339,000
32	コミュニティ文化課	小中学校民俗芸能伝承活動事業補助金	総務費	1,580,796
33	コミュニティ文化課	ジャンカン馬飼育補助金	総務費	300,000
34	コミュニティ文化課	花木あげ馬祭り開催費補助金	総務費	400,000
35	コミュニティ文化課	芸術・文化事業補助金	総務費	2,066,000
36	コミュニティ文化課	行政協力員協議会交付金	総務費	80,049,450
37	沖水地区市民センター	地域活性化事業補助金(1事業)	総務費	5,297,955
38	志和池地区市民センター	地域活性化事業補助金(3事業)	総務費	1,933,490
39	庄内地区市民センター	地域活性化事業補助金(4事業)	総務費	3,997,000
			農林水産業費	172,000
40	西岳地区市民センター	地域活性化事業補助金(1事業)	総務費	5,983,535
41	中郷地区市民センター	地域活性化事業補助金(2事業)	総務費	1,102,000
42	環境政策課	斎場周辺環境整備推進団体補助金	衛生費	375,000
43	環境政策課	環境まつり実行委員会運営費補助金	衛生費	550,000
44	環境政策課	浄化槽設置整備事業補助金	衛生費	75,318,000
45	森林保全課	中山間地域等鳥獣被害防止対策支援事業費補助金(ソフト)	農林水産業費	786,600
46	森林保全課	中山間地域等鳥獣被害防止対策支援事業費補助金(ハード)	農林水産業費	566,000
47	森林保全課	みんなで築く鳥獣被害に強い地域づくり事業費補助金(推進事業)	農林水産業費	604,000
48	森林保全課	みんなで築く鳥獣被害に強い地域づくり事業費補助金(整備事業)	農林水産業費	11,626,000

No.	所管課名	補助金名	款名	交付額(円)
49	森林保全課	みんなで築く鳥獣被害に強い地域づくり事業費補助金（捕獲事業）	農林水産業費	12,374,800
50	森林保全課	野生猿捕獲体制強化事業費補助金	農林水産業費	1,440,000
51	森林保全課	野生猿特別捕獲班活動支援事業費補助金	農林水産業費	1,051,000
52	森林保全課	有害鳥獣捕獲班活動支援事業費補助金	農林水産業費	832,000
53	森林保全課	鳥獣保護区被害防止対策事業費補助金	農林水産業費	2,614,000
54	森林保全課	狩猟免許取得促進事業費補助金	農林水産業費	151,600
55	森林保全課	広葉樹等植栽事業費補助金	農林水産業費	3,448,000
56	森林保全課	再造林推進事業費補助金	農林水産業費	12,457,662
57	森林保全課	県単林道網総合整備事業費補助金	農林水産業費	658,000
58	森林保全課	美しい森林づくり基盤整備交付金事業費補助金	農林水産業費	1,050,000
59	森林保全課	林業研究グループ活動支援事業費補助金	農林水産業費	484,000
60	森林保全課	木製品販路拡大対策事業費補助金	農林水産業費	400,000
61	森林保全課	しいたけ等特用林産物生産基盤強化事業費補助金	農林水産業費	1,499,000
62	森林保全課	森林整備担い手パイロット事業補助金	農林水産業費	1,568,000
63	森林保全課	林業機械リース支援事業補助金	農林水産業費	29,400,000
64	森林保全課	林業・木材産業構造改革事業補助金	農林水産業費	89,684,000
65	森林保全課	合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業補助金	農林水産業費	50,947,000
66	環境業務課	資源分別奨励金	衛生費	17,215,070
67	環境業務課	校内資源回収実施団体奨励金	衛生費	1,219,245
68	環境施設課	一般廃棄物最終処分場地元対策協議会補助金	衛生費	660,000
69	福祉課	都城市社会福祉協議会補助金	民生費	120,731,063
70	福祉課	遺族会行事経費補助金（各地区）	民生費	450,000
71	福祉課	遺族会行事経費補助金（都城空襲と戦争を語り継ぐ会）	民生費	40,000
72	福祉課	遺族会行事経費補助金（都城忠霊塔奉賛会）	民生費	162,000
73	福祉課	特別攻撃隊戦没者奉賛会補助金	民生費	360,000
74	福祉課	民生委員・児童委員活動費補助金	民生費	14,001,566
75	福祉課	都城市民生委員・児童委員活動費交付金	民生費	37,992,950
76	福祉課	骨髄移植ドナー支援事業奨励金	民生費	280,000
77	福祉課	生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業費補助金	民生費	10,000,000
78	福祉課	身体障害者自動車改造助成等事業費補助金	民生費	1,016,200
79	福祉課	障害者の日ふれあいのつどい補助金	民生費	111,783
80	福祉課	身体障害者福祉大会参加補助金	民生費	437,400
81	福祉課	身体障害者スポーツ大会参加派遣費補助金	民生費	60,000
82	福祉課	高齢者クラブ連合会事業費補助金	民生費	9,594,288
83	福祉課	シルバー人材センター運営費補助金	民生費	14,780,000
84	福祉課	軽度・中度難聴児補聴器購入費等助成金	民生費	130,700
85	福祉課	沖繩ひむかいの塔追悼式団体参加経費補助金	民生費	94,500
86	こども課	児童用プール建設費、補修費及び管理費補助金	民生費	1,256,746
87	こども課	保育所・幼稚園等むし歯予防事業補助金	衛生費	122,969
88	こども課	こども基金活用事業補助金	民生費	1,970,000
89	こども課	母子寡婦福祉連絡協議会運営費補助金	民生費	121,000
90	こども課	歯科保健事業運営費補助金	衛生費	729,000
91	保育課	市単独障がい児保育事業補助金	民生費	14,103,000
92	保育課	多様な主体の参入促進・能力活用事業費補助金	民生費	604,000
93	保育課	保育所等遠距離通園費補助金	民生費	489,820
94	保育課	保育連盟等研修費補助金	民生費	1,150,000
95	保育課	私立幼稚園教職員研修会補助金	教育費	85,000
96	保育課	特定教育・保育施設及び幼稚園の実費徴収に係る補足給付費補助金	民生費	72,140
97	保育課	保育士サポーター配置事業費補助金	民生費	18,570,000
98	保育課	保育所等業務効率化推進（ICT化推進）事業補助金	民生費	5,122,000
99	保育課	家庭訪問型子育て支援促進事業（ホームスタート）費補助金	民生費	740,000
100	保育課	病児・病後児保育事業費補助金	民生費	9,309,000
101	保育課	延長保育事業費補助金	民生費	26,489,000
102	保育課	一時預かり事業費補助金	民生費	119,631,000

No.	所管課名	補助金名	款名	交付額(円)
103	保育課	保育所等整備交付金事業補助金	民生費	122,637,000
104	健康課	地域健康づくり交付金	衛生費	702,000
105	健康課	都城市北諸県郡医師会都城看護専門学校運営費補助金	衛生費	1,327,000
106	健康課	正しいくすりの知識普及事業費補助金	衛生費	672,000
107	健康課	病院群輪番制病院運営費等補助金	衛生費	72,768,900
108	健康課	くすりと健康運動推進費補助金	衛生費	144,000
109	健康課	都城夜間急病センター診療交付金(医療従事者等人事業費分)	衛生費	200,000,000
110	介護保険課	地域医療介護施設等整備事業費補助金	民生費	78,169,000
111	介護保険課	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	民生費	15,131,000
112	介護保険課	在宅高齢者転倒予防住宅改修費助成金	地域支援事業費	10,503,735
113	介護保険課	介護保険利用者負担軽減対策費補助金	民生費	2,493,000
114	農政課	農事振興会交付金	農林水産業費	11,256,600
115	農政課	SAP会議補助金	農林水産業費	214,680
116	農政課	地域人材育成事業費補助金	農林水産業費	997,500
117	農政課	農業資金利子補給金事業費補助金	農林水産業費	5,117,381
118	農政課	農村女性育成対策事業費補助金	農林水産業費	81,000
119	農政課	集落営農確立事業費補助金	農林水産業費	50,000
120	農政課	認定農業者等協議会補助金	農林水産業費	865,266
121	農政課	機構集積協力金交付事業費補助金	農林水産業費	1,555,600
122	農政課	農業後継者等支援事業給付金	農林水産業費	25,050,000
123	農政課	アグリチャレンジ!「トラサポ」事業補助金	農林水産業費	11,505,000
124	農政課	農業次世代人材投資資金補助金	農林水産業費	19,994,611
125	農政課	“都城の食品”販路開拓支援事業補助金	農林水産業費	8,175,000
126	農政課	スマート農業モデル実証事業費補助金	農林水産業費	2,410,000
127	農政課	経営体育成支援事業補助金	農林水産業費	58,410,578
128	農産園芸課	果樹振興費補助金	農林水産業費	63,000
129	農産園芸課	花き振興対策推進事業費補助金	農林水産業費	80,000
130	農産園芸課	都城茶振興会補助金	農林水産業費	500,000
131	農産園芸課	東岳川清流会活動費補助金	農林水産業費	600,000
132	農産園芸課	農業用廃プラスチック適正処理推進対策事業費補助金	農林水産業費	238,000
133	農産園芸課	園芸振興対策事業費補助金	農林水産業費	10,109,000
134	農産園芸課	防除用無人ヘリ導入支援事業費補助金	農林水産業費	4,206,000
135	農産園芸課	経営所得安定対策等推進事業費補助金	農林水産業費	23,036,301
136	農産園芸課	国営造成施設管理体制整備事業費補助金	農林水産業費	12,674,000
137	農産園芸課	サトイモ産地づくり対策事業費補助金	農林水産業費	513,293
138	農産園芸課	環境保全型農業直接支払交付金事業費補助金	農林水産業費	2,479,960
139	農産園芸課	産地パワーアップ事業費補助金	農林水産業費	33,381,000
140	農産園芸課	需要に応える宮崎米生産体制整備事業費補助金	農林水産業費	1,004,000
141	農産園芸課	次世代果樹ブランド産地育成支援事業費補助金	農林水産業費	562,000
142	農産園芸課	日本一の県産焼酎を支える原料用かんしょ生産拡大支援事業費補助金	農林水産業費	915,000
143	畜産課	肉用牛担い手農家支援事業補助金	農林水産業費	18,474,280
144	畜産課	都城牛繁殖素牛促進事業補助金	農林水産業費	25,470,000
145	畜産課	宮崎牛(都城産)ブランド確立推進事業補助金	農林水産業費	2,050,900
146	畜産課	都城産宮崎牛生産基盤整備事業補助金	農林水産業費	7,814,170
147	畜産課	乳用後継牛育成対策事業補助金	農林水産業費	18,051,300
148	畜産課	優良乳用牛導入事業補助金	農林水産業費	1,400,000
149	畜産課	全日本ホルスタイン共進会出品対策事業補助金	農林水産業費	2,968,000
150	畜産課	全日本ホルスタイン共進会開催推進事業補助金	農林水産業費	7,575,000
151	畜産課	竹笹サイレージ普及促進事業補助金	農林水産業費	2,579,000
152	畜産課	養豚生産性向上対策事業補助金	農林水産業費	11,470,559
153	畜産課	養鶏農家生産向上緊急支援事業補助金	農林水産業費	2,528,113
154	畜産課	肥育素馬導入奨励事業補助金	農林水産業費	799,100
155	畜産課	優良基礎雌馬保留事業補助金	農林水産業費	300,000
156	畜産課	農用馬生産向上対策事業補助金	農林水産業費	220,000

No.	所管課名	補助金名	款名	交付額(円)
157	畜産課	畜産経営改善奨励補助金	農林水産業費	4,576,000
158	畜産課	自衛防疫推進協議会補助金	農林水産業費	650,000
159	畜産課	畜産競争力強化整備事業補助金	農林水産業費	502,242,000
160	農村整備課	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	農林水産業費	950,000
161	農村整備課	農業基盤整備促進事業費補助金	農林水産業費	1,000,000
162	農村整備課	農地集約化促進基盤整備事業費補助金	農林水産業費	120,000
163	農村整備課	農地維持支払交付金事業費補助金	農林水産業費	103,255,300
164	農村整備課	資源向上支払交付金(共同)事業費補助金	農林水産業費	49,312,500
165	農村整備課	資源向上支払交付金(長寿命化)事業費補助金	農林水産業費	7,989,268
166	農村整備課	土地改良協会運営費等補助金	農林水産業費	11,278,000
167	農村整備課	宮丸新田水利組合補助金	農林水産業費	1,473,717
168	ふるさと産業推進局	地場産業振興センター運営費補助金	商工費	16,500,000
169	ふるさと産業推進局	地場産業振興センター運営費補助金(人件費)	商工費	3,011,000
170	ふるさと産業推進局	地場産業総合振興事業費補助金	商工費	2,240,000
171	ふるさと産業推進局	地場産品販路開拓促進事業費補助金	商工費	1,121,000
172	ふるさと産業推進局	地場産業後継者育成事業費補助金	商工費	13,100
173	ふるさと産業推進局	地場産業物産展開催費補助金	商工費	784,000
174	ふるさと産業推進局	食材商談会事業費補助金	商工費	2,000,000
175	ふるさと産業推進局	はばたけ都城六次産業化総合対策事業補助金	農林水産業費	6,478,000
176	ふるさと産業推進局	ハイパー6次化商品全国展開事業費補助金	農林水産業費	515,200
177	ふるさと産業推進局	地場産品販路開拓促進事業(農商工連携スタートアップ支援)補助金	商工費	820,000
178	ふるさと産業推進局	工業関係団体等補助金(伝統的工芸品産業振興費補助金)	商工費	770,000
179	ふるさと産業推進局	工業関係団体等補助金(販路拡大対策事業費補助金)	商工費	800,000
180	商工政策課	中小企業退職金等共済制度加入補助金	労働費	1,710,000
181	商工政策課	職業訓練法人都城地域職業訓練協会運営費補助金	労働費	985,000
182	商工政策課	創業支援事業費補助金	労働費	582,000
183	商工政策課	商店街賑わい・交流イベント開催事業費補助金	商工費	5,001,000
184	商工政策課	商工団体補助金 商店街等活性化ソフト事業費補助金 [特定商店街共同施設等維持管理事業(街路灯等維持管理費)]	商工費	741,000
185	商工政策課	商工団体補助金商店街等活性化ソフト事業費補助金 地域還元イベント開催事業	商工費	1,000,000
186	商工政策課	まちなか活性化プラン補助金	商工費	21,510,000
187	商工政策課	中心市街地再生プラン事業費補助金	商工費	60,143,000
188	商工政策課	工業クラブ活動支援費補助金	商工費	1,080,000
189	商工政策課	都城発明協会運営費補助金	商工費	1,080,000
190	商工政策課	調査等事業費補助金(商工会議所)	商工費	171,000
191	商工政策課	人材育成事業費補助金(中小企業大学校研修参加費補助金)	商工費	175,000
192	商工政策課	人材育成事業費補助金(集合研修開催事業補助金)	商工費	400,000
193	商工政策課	小規模事業者経営改善普及事業費補助金	商工費	28,804,000
194	商工政策課	商工会広域連携事業費補助金	商工費	183,000
195	商工政策課	店舗近代化資金利子補給金	商工費	1,052,917
196	商工政策課	地場産業育成資金利子補給金	商工費	150,657
197	商工政策課	中小企業特別融資保証料補助金	商工費	18,980,244
198	商工政策課	小口零細企業融資保証料補助金	商工費	8,468,576
199	商工政策課	中小企業組合事業費育成資金保証料補助金	商工費	280,845
200	商工政策課	小規模事業者経営改善資金利子補給金	商工費	341,485
201	商工政策課	買い物困難者支援事業補助金	商工費	4,800,000
202	企業立地推進室	企業立地促進奨励補助金(雇用奨励金)	商工費	54,970,000
203	企業立地推進室	企業立地促進奨励補助金工場等用地取得補助金	商工費	83,910,000
204	企業立地推進室	通信回線使用料補助金(情報サービス施設)	商工費	242,000
205	企業立地推進室	通信回線使用料補助金(コールセンター施設)	商工費	1,030,000
206	企業立地推進室	賃料補助金(情報サービス施設)	商工費	7,180,000
207	企業立地推進室	賃料補助金(コールセンター施設)	商工費	4,022,000
208	みやこんじょPR課	イベント開催費補助金	商工費	17,344,254
209	みやこんじょPR課	コンベンション開催補助金	商工費	2,055,799
210	みやこんじょPR課	スポーツ・文化合宿補助金	商工費	11,064,070

No.	所管課名	補助金名	款名	交付額(円)
211	みやこんじょPR課	ミーとツーリズム推進委員会運営費補助金	商工費	1,425,680
212	みやこんじょPR課	ミーとツーリズムツアー造成支援事業費補助金	商工費	37,958,000
213	みやこんじょPR課	観光パンフレット作成事業費補助金	商工費	500,000
214	みやこんじょPR課	観光誘致キャンペーン事業費補助金	商工費	1,531,553
215	みやこんじょPR課	野外フェス開催費補助金	商工費	14,000,000
216	みやこんじょPR課	都城観光協会補助金	商工費	16,560,000
217	都市計画課	景観形成活動支援補助金	土木費	657,000
218	建築課	木造住宅耐震診断・耐震改修事業補助金	土木費	4,807,000
219	建築課	ブロック塀等除却促進事業費補助金	土木費	478,000
220	教育総務課	市立小中学校PTA雇用職員補助金	教育費	23,399,000
221	学校教育課	スポーツ関係団体等運営費補助金	教育費	66,000
222	学校教育課	遠距離通学費補助金	教育費	1,588,540
223	学校教育課	音楽大会参加費補助金	教育費	643,324
224	学校教育課	御池青少年自然の家利用校補助金	教育費	120,150
225	学校教育課	市立御池小学校休校に係る遠距離通学費補助金	教育費	240,000
226	学校教育課	都城地区中学校体育連盟九州大会及び全国大会参加補助金	教育費	1,279,600
227	学校教育課	都城地区中学校体育連盟県大会派遣費補助金	教育費	2,160,000
228	学校教育課	都北地区小中学校音楽大会バス借上料補助金	教育費	1,117,600
229	学校教育課	学校保健会運営費補助金	教育費	709,240
230	学校教育課	学力向上対策費補助金	教育費	7,261,440
231	スポーツ振興課	スポーツ推進委員衣服補助金	教育費	50,000
232	スポーツ振興課	スポーツ推進委員協議会運営費補助金	教育費	1,027,000
233	スポーツ振興課	体育協会運営費補助金	教育費	10,736,323
234	スポーツ振興課	スポーツ少年団運営費補助金	教育費	905,000
235	スポーツ振興課	みやざき県民総合スポーツ祭選手役員派遣費補助金	教育費	2,577,000
236	スポーツ振興課	成人記念ロードレース大会開催費補助金	教育費	162,000
237	スポーツ振興課	全国大会等参加補助金	教育費	2,460,000
238	生涯学習課	小さな親切運動推進活動費補助金	教育費	437,400
239	生涯学習課	ボーイスカウト及びガールスカウト補助金	教育費	50,000
240	生涯学習課	ユネスコ協会補助金	教育費	52,000
241	生涯学習課	子どもフェスティバル実行委員会運営費補助金	教育費	449,082
242	生涯学習課	子ども会育成連絡協議会補助金	教育費	768,245
243	生涯学習課	壮年団体連絡協議会補助金	教育費	690,392
244	生涯学習課	PTA連絡協議会補助金	教育費	1,704,000
245	生涯学習課	家庭教育学級運営費補助金	教育費	1,097,780
246	生涯学習課	婦人関係補助金(各地区婦人会連絡協議会)	教育費	159,000
247	生涯学習課	婦人関係補助金(各婦人学習グループ)	教育費	81,000
248	生涯学習課	地区青少年育成協議会補助金	教育費	720,000
249	生涯学習課	社会教育関係団体等連絡協議会補助金	教育費	819,000
250	生涯学習課	青年グループ補助金	教育費	171,827
251	生涯学習課	高齢者学級スポーツ大会補助金	教育費	272,571
252	文化財課	国指定文化財興玉神社防災施設管理運営補助金	教育費	1,192,000
253	文化財課	文化財保存管理事業補助金	教育費	168,000
254	文化財課	史跡整備事業補助金	教育費	55,000
255	学校給食課	学校給食会運営費補助金	教育費	6,700,000
256	都城島津邸	島津邸ガイド体制支援事業費補助金	教育費	275,000
257	山之口地域振興課	生きがいふれあいフェスタ「山之口」開催補助金	教育費	180,000
258	山之口地域振興課	地域活性化事業補助金(6事業)	総務費	3,728,122
			教育費	1,070,000
259	山之口地域振興課	山之口地区子ども会育成連絡協議会補助金	教育費	130,000
260	山之口地域振興課	地区青少年育成協議会補助金	教育費	85,000
261	山之口地域振興課	スポーツ関係団体等運営費補助金	教育費	322,500
262	山之口地域振興課	スポーツイベント開催費補助金	教育費	399,851
263	山之口地域振興課	イベント開催費補助金	商工費	3,000,000



No.	所管課名	補助金名	款名	交付額(円)
264	山之口地域振興課	青井岳の森ふれあい交流事業費補助金	商工費	300,000
265	山之口産業建設課	土地改良区運営費等補助金(山之口町土地改良区)	農林水産業費	1,485,000
266	高城地域振興課	高城観音池まつり開催費補助金	商工費	7,350,000
267	高城地域振興課	東目街道秋まつり開催費補助金	商工費	600,000
268	高城地域振興課	さくらフェスタ開催費補助金	商工費	496,231
269	高城地域振興課	高城観光協会補助金	商工費	4,800,000
270	高城地域振興課	地域活性化事業補助金(2事業)	総務費	2,639,560
271	高城地域振興課	高城地域振興活動費補助金	総務費	2,865,620
272	高城地域振興課	ボートピア高城運営協議会助成金	総務費	192,375
273	高城地域振興課	高城地区体育協会運営費補助金	教育費	450,000
274	高城地域振興課	高城地区分館体育大会開催補助金	教育費	800,000
275	高城地域振興課	高城地区ふれあい健康づくり大会開催補助金	教育費	700,000
276	高城地域振興課	高城地区青少年育成協議会運営費補助金	教育費	170,000
277	高城産業建設課	畜産経営改善奨励補助金	農林水産業費	22,500
278	高城産業建設課	石山土地改良区動力費補助金	土木費	98,882
279	高城産業建設課	地域産業等競争力強化事業費補助金	商工費	600,000
280	高城産業建設課	土地改良協会運営費補助金	農林水産業費	8,415,000
281	高城産業建設課	土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	農林水産業費	200,000
282	山田地域振興課	かかし村まつり開催費補助金	商工費	7,759,080
283	山田地域振興課	地域活性化事業補助金(3事業)	総務費	1,924,240
284	山田地域振興課	スポーツ関係団体等運営費補助金	教育費	300,000
285	山田地域振興課	山田地区子ども会育成連絡協議会補助金	教育費	130,000
286	山田地域振興課	山田地区青少年育成協議会補助金	教育費	105,000
287	山田産業建設課	土地改良区運営費等補助金(山田町土地改良区)	農林水産業費	50,000
288	山田産業建設課	土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	農林水産業費	1,100,000
289	高崎地域振興課	スポーツ関係団体等運営費補助金(高崎地区体協)	教育費	398,000
290	高崎地域振興課	スポーツイベント開催補助金(高崎地区体育祭)	教育費	1,283,000
291	高崎地域振興課	スポーツイベント開催補助金(高崎地区球技大会)	教育費	85,000
292	高崎地域振興課	スポーツイベント開催補助金(高崎クロスカントリー大会)	教育費	299,119
293	高崎地域振興課	スポーツイベント開催補助金(高崎地区スポーツ祭)	教育費	105,000
294	高崎地域振興課	スポーツイベント開催補助金(たかざき・地域公民館対抗駅伝競走大会)	教育費	370,545
295	高崎地域振興課	地域活性化事業補助金(8事業)	総務費	4,919,228
			教育費	1,031,930
296	高崎地域振興課	イベント開催補助金(高崎町どろんこバレー祭)	商工費	200,000
297	高崎地域振興課	イベント開催補助金(高崎夏まつり)	商工費	5,300,000
298	高崎地域振興課	社会教育関係補助金(高崎地区女性団体連絡協議会)	教育費	53,000
299	高崎地域振興課	社会教育関係補助金(高崎地区青少年育成協議会)	教育費	270,000
300	高崎地域振興課	社会教育関係補助金(高崎地区社会教育関係団体等連絡協議会)	教育費	138,000
301	高崎産業建設課	農村女性育成対策事業費補助金	農林水産業費	54,000
302	高崎産業建設課	畜産経営改善奨励補助金	農林水産業費	81,000
303	高崎産業建設課	たかざきブランド創生事業補助金	農林水産業費	1,376,000
304	高崎産業建設課	農道整備事業費補助金	農林水産業費	922,520
305	高崎産業建設課	土地改良区運営費等補助金(高崎町土地改良区/鳩越土地改良区)	農林水産業費	2,510,000
306	高崎産業建設課	土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	農林水産業費	600,000
307	高崎産業建設課	コミュニティビジネス支援事業費補助金	商工費	741,000
308	高崎産業建設課	商店街等活性化ソフト事業補助金	商工費	80,000
309	高崎産業建設課	高崎町商業祭り事業補助金	商工費	900,000
310	高崎産業建設課	高崎秋まつり補助金(イベント開催費補助金)	商工費	600,000
合計				3,211,284,055

## 資料2 第1次調査項目

### 【調査方法】

令和元年度に交付実績のあった補助金を調査対象とし、以下の事項について、調査票(Excel)での回答を求めた。

番号	質問事項	選択肢等
基本情報	所管課名	課(室)等名及び課コードを入力
	補助金名称	名称を入力
	担当者名	担当者の役職及び氏名を入力
	連絡先(内線又は外線)	連絡先を入力
問1	補助金交付の目的	補助金交付によって、達成したいことについて記述
問2	補助金の種類	ア 事業費補助 イ 団体運営費補助 ウ 利子補給 エ その他 → 選択した場合は、問2-2へ
問2-2	問2「エ その他」の内容	その他の内容を入力
問3	根拠条例等 (複数選択可)	ア 条例 イ 規則 ウ 要綱 エ その他
問3-2	問3で選択した条例等の名称 又は内容	「ア」～「ウ」の名称、又は「エ その他」の名称及び内容を入力
問4	補助金の創設時期	「合併前」 or 「合併後」を選択(平成18年1月1日を基準とする。)
問4-2	補助金の創設年度 (合併前を含む。)	元号及び年度を入力(例:「H10」、「R1」等) 合併により統合された補助金において、旧市旧町の創設年度が異なる場合は旧市の創設年度を入力 創設年度が不明の場合は、交付されていたことが確認できる年度を入力 また、これらの入力年度を起点として、問4-3の経過期間を選択
問4-3	創設(問4-2)からの経過期間	ア 5年未満 イ 5年以上10年未満 ウ 10年以上15年未満 エ 15年以上20年未満 オ 20年以上
問5	補助金導入の経緯(背景)	補助金を交付することとした経緯について記述
問6	交付期間	ア 単年度 イ 期間限定複数年度 → 選択した場合は、問6-2及び問6-3へ ウ 単年度繰り返し → 選択した場合は、問6-2及び問6-3へ
問6-2	問6「イ」又は「ウ」の開始年度	元号及び年度を入力(例:「H10」、「R1」等)
問6-3	問6「イ」又は「ウ」の終了年度	終期を設定していない場合は、「無」と入力
問7	交付額の算定方法	ア 予算補助(歳出予算額をもとに交付決定するもの) イ 定率補助 → 選択した場合は、問7-2へ ウ 定額補助 エ その他 → 選択した場合は、問7-3へ
問7-2	問7「イ 定率補助」の割合(%)	補助率を入力(例:全額補助の場合は「100」、3分の1補助の場合は「33」)
問7-3	問7「エ その他」の内容	その他の内容(算式等)を入力
問8	財源内訳	「市単独補助」 or 「国県補助あり」を選択 → 「国県補助あり」を選択した場合は、問8-2、8-3、8-4へ
問8-2	問8における国の割合(%)	国、県、市の交付額合計を100とした場合の割合を入力(例:「50」)
問8-3	問8における県の割合(%)	国、県、市の交付額合計を100とした場合の割合を入力(例:「25」)
問8-4	問8における市の割合(%)	国、県、市の交付額合計を100とした場合の割合を入力(例:「25」)
問9	国・県基準以上の市費上乗せ	「有」 or 「無」を選択 → 「有」を選択した場合は、問9-2へ
問9-2	問9「有」の理由	国・県基準以上の市費上乗せをする理由について記述

番号	質問事項	選択肢等
問10	補助対象者	ア 特定団体※(市が事務局となり、市の職員が職務上会計事務を行っている団体) → 選択した場合は、問10-2へ イ 特定団体※(市が事務局となっていない団体) → 選択した場合は、問10-2へ ウ 不特定団体 エ 個人 ※「特定団体」とは、交付要綱に団体名称が明記されているものをいう。
問10-2	問10「ア」又は「イ」の団体名称	特定団体の名称を入力
問11	補助対象経費	補助金の交付対象となる事務及び事業の内容、経費等について記述
問12	交付申請の時期	ア 年度当初 イ 1年間のうち、随時 ウ その他 → 選択した場合は、問12-2へ
問12-2	問12「ウ その他」の内容	その他の内容を入力
問13	概算払の可否	「できる」or「できない」を選択 → 「できる」を選択した場合は、問13-2へ
問13-2	問13で概算払を可とする理由	概算払をすることができる場合の理由について記述
問14	補助事業予算額(円)	平成27年度から令和元年度における各最終予算額を入力 (予算がない年度は、「-」を入力。執行額も同様)
	R1	
	H30	
	H29	
	H28	
問15	補助事業執行額(円)	平成27年度から令和元年度における各交付決定額及び交付確定額を入力 (令和元年度の交付確定額は見込額でも可。その場合は、「1,000,000(見込み)」のように 入力)
	R1 交付決定額	
	R1 交付確定額	
	H30 交付決定額	
	H30 交付確定額	
	H29 交付決定額	
	H29 交付確定額	
	H28 交付決定額	
	H28 交付確定額	
H27 交付決定額		
問16	交付対象の選定方法	ア 条例等の規定で特定団体に交付 イ 書類の形式審査に基づいて交付対象に該当すれば、原則として交付 ウ 書類の内容審査や面接審査等の結果、希望者・団体の一部に交付 エ その他 → 選択した場合は、問16-2へ
問16-2	問16「エ その他」の内容	その他の内容を入力
問17	コミュニケーション状況	ア 交付申請、交付実績時 イ 定期的に接触 → 選択した場合は、問17-2へ ウ その他 → 選択した場合は、問17-2へ
問17-2	問17「イ」又は「ウ」の内容	「イ」における年間の接触回数、又は「ウ その他」の内容を入力
問18	実績報告に係る添付書類 (複数回答可)	ア 事業報告書 イ 収支決算書 ウ 領収書 エ その他 → 選択した場合は、問18-2へ
問18-2	問18「エ その他」の内容	その他の内容を入力
問19	履行確認の方法 (複数回答可)	ア 添付書類の審査 イ 添付書類以外の書類提出を求めて審査 ウ 現地調査 エ その他 → 選択した場合は、問19-2へ
問19-2	問19「エ その他」の内容	その他の内容を入力

資料3 第2次調査項目

【調査方法】

第1次調査で回答のあった補助金を調査対象とし、以下の事項について、調査票(Exel)での回答を求めた。

	No.	
	課名	
	回答者氏名	
	内線番号	
補助金の名称		
上記補助金の執行基準を定めている交付要綱の名称		

質問内容		回答欄	備考欄
<b>【共通質問事項】 以下の1～3について回答してください</b>			
I	1 上記補助金の交付要綱をどのように周知していますか ①市HPに要綱を掲載 ②その他の方法で周知 ③特に周知していない ⇒「②その他の方法で周知」を選んだ場合は具体的な方法を、「③特に周知していない」を選んだ場合はその理由を、備考欄に記入してください ※市HP掲載とその他の方法を併用してしている場合は、①のみを選んでください		
	2 上記補助金の効果検証をしていますか ①はい ②いいえ ⇒「①はい」を選んだ場合は、備考欄に効果検証の「方法」と「頻度」を記入してください（※「②いいえ」を選んだ場合、次の3は回答不要です）		
	3 効果検証をしている場合、数値等の客観的な指標を用いていますか ①はい ②いいえ ⇒「①はい」を選んだ場合はどのような指標を設定しているかを、「②いいえ」を選んだ場合はその理由を、備考欄に記入してください		
<b>【運営費補助に関する質問事項】 以下の1、2について回答してください</b>			
II	1 上記補助金のほかに団体の収入がありますか ①ある ②ない ③把握していない ⇒「①ある」を選んだ場合は、備考欄に上記補助金が団体の収入全体に占める割合(%)を記入してください		
	2 団体の令和元年度収支決算において、次年度繰越金がありますか ①ある ②ない ③把握していない ⇒「①ある」を選んだ場合は、繰越金の額を備考欄に記入してください		
<b>【市に事務局があるものに関する質問事項】 以下の1～5について回答してください</b>			
III	1 補助金を受ける団体の代表者は市の職員(特別職含む)ですか ①はい ②いいえ ⇒「①はい」を選んだ場合は、備考欄にその職名を記入してください		
	2 当該団体の事務局長は市の職員ですか ①はい ②いいえ ⇒「①はい」を選んだ場合は、備考欄にその職名を記入してください		
	3 当該団体の事務局としての職務を行うことについて、市の例規(行政組織規則等)に根拠がありますか ①ある ②ない ⇒「①ある」を選んだ場合は、備考欄にその例規名と該当箇所を記入してください		
	4 補助金申請の担当者(事務局側)と補助金交付の担当者(市側)は同じ職員ですか ①はい ②いいえ		
	5 当該団体の現金・預金について、都城市準公金取扱規程に則って管理していますか ①はい ②いいえ ⇒「②いいえ」を選んだ場合は、備考欄に理由を記入してください		
<b>【取得財産があるものに関する質問事項】 以下の1、2について回答してください</b>			
IV	1 上記補助金の交付要綱において、補助金により取得し、又は効用が増加した財産(土地建物・備品等)の処分制限等について規定していますか ①はい ②いいえ ⇒「②いいえ」を選んだ場合は、備考欄に理由を記入してください		
	2 交付決定通知書において、補助金により取得し、又は効用が増加した財産の処分制限等の内容を相手方が了知できる程度に記載していますか ①はい ②いいえ ⇒「②いいえ」を選んだ場合は、備考欄に理由を記入してください		

資料4 第3次調査(実地調査)結果概要【団体運営費補助関係】

【調査方法】

第1次調査及び第2次調査の結果を踏まえ、リスクアプローチの考え方(15ページ)により実地調査対象を抽出した。抽出した補助金について、関係書類の確認及び所管課に対する聴取りを行った。

番号	補助金名 (所管課)	補助事業者名	第3次調査(実地調査)の着眼点		
			(1) 所管課における実績審査・効果検証の状況		
			①実績確認の方法・流れ	②補助対象経費の根拠	③補助金額の検証
① (17)	防衛協会運営補助金 (危機管理課)	防衛協会 (※所管課に団体事務局あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱で求められている書類(事業実績調書、収支決算書)いずれも提出あり</li> <li>領収書写し、内訳明細書もあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱上の対象経費が「運営に要する経費」「研修に要する経費」としかなく、漠然不明瞭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H27補助金額162,000円</li> <li>繰越金を考慮して見直しを行い、H28以降の補助金額は145,000円</li> </ul>
② (68)	一般廃棄物最終処分場地元対策協議会補助金 (環境施設課)	志和池地区環境整備対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱で求められている書類(事業実績調書、収支決算書)いずれも提出あり</li> <li>支出証拠書類の添付はないが、内容的に見て、補助対象経費を明確にした上で、当該経費について領収書写し等の提出を求めるべきと思われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱上の対象経費が「運営に要する経費」としかなく、漠然不明瞭</li> <li>収支決算書の内容から見ると、視察研修費、報償費、消耗品費などが実際の対象経費であると思われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金予算額は、H27から変わりなし</li> <li>補助金交付額は、毎年度実績に応じた精算払をしている</li> </ul>
③ (69)	都城市社会福祉協議会補助金 (福祉課)	都城市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱で求められている書類(補助金精算書、支出済内訳書、事業実績書、収支決算書)いずれも提出あり</li> <li>領収書写し等の提出はないが、支出が多岐多様にわたり、提出を求めることが必ずしも相当でないと思われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱に「協議会運営に要する人件費」とあるが、対象人数や補助率が示されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金額は、団体からの要望を踏まえ、財政課の査定に基づき各年度ごとに決定</li> </ul>
④ (105)	都城市北諸県郡医師会都城看護専門学校運営費補助金 (健康課)	都城市北諸県郡医師会都城看護専門学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱で求められている書類(事業実績書、収支決算書)いずれも提出あり</li> <li>領収書写し等の提出はないが、支出が多岐多様にわたり、提出を求めることが必ずしも相当でないと思われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱上の対象経費が「運営に必要な経費」としかなく、漠然不明瞭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金額は、H27から変わりなし</li> </ul>
⑤ (158)	自衛防疫推進協議会補助金 (畜産課)	自衛防疫推進協議会 (※所管課に団体事務局あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱では実績報告書に添付すべき書類の定めなし</li> <li>実際には、事業実績書、収支決算書、領収書等が添付されている</li> <li>確定通知の起案はあるが、実績報告書の供覧はされていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱上の対象経費は「報償費、旅費、需用費…」など具体的に定められている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金額は繰越額の状況を見ながら、近年段階的に額の見直し(減額)をしている</li> </ul>
⑥ (181)	職業訓練法人都城地域職業訓練協会運営費補助金 (商工政策課)	都城地域職業訓練協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱で求められている書類は、収支決算書のみで事業実績書の定めがない</li> <li>実際には、事業実績書も提出されている</li> <li>領収書写し等の添付はないが、県の監査対象団体でもあり、提出の必要性は高くないと思われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱上の対象経費は「講座開設費の15%以内」、補助限度額は「282万円」となっている</li> <li>要綱上の補助限度額について予算額985,000円との整合性がない</li> <li>実際の補助対象経費は、認定訓練費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H30までの補助額1,300,000円を、R1に985,000円へ変更。これは、H25～29の訓練センター運営実績を基に計算した不足額が985,000円だったことからこの額になった</li> </ul>
⑦ (239)	ボーイスカウト及びガールスカウト補助金 (生涯学習課)	ボーイスカウト宮崎連盟都城第1団  ガールスカウト宮崎連盟第22団	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱で求められている書類(事業実績報告書、収支決算書)いずれも提出あり</li> <li>領収書写し、出納簿写し、支払伝票写しも提出されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱上の対象経費は「運営費」「事業費」としかなく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1団体当たりの補助金額は、H27から変わりなし</li> </ul>

※ 番号欄の括弧内の数字は、資料1「調査対象補助金一覧」の一連番号である。

第3次調査(実地調査)の着眼点			備考
(2)補助事業者の財務処理等に関する所管課の把握状況			
①出納関係帳票の整備、記録	②領収書等の証拠書類の整備、保存	③繰越金の必要性等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課に団体事務局があり、出納関係帳票は問題なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課に団体事務局があり、領収書等の整備、保存には問題なし</li> <li>・保存期間の所管課認識としては5年だった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会費の納期が7月末(総会后)であるため、半年ぐらいはつなぎ資金が必要との所管課説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一応団体側と市側の起案文書は分けてあるが、中身の書類が両方を通じて1部しかないものが散見され、立場を踏まえた事務処理がされているとは言い難い</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出納関係帳票の確認は、年度末に所管課職員が団体の会長、会計とともにに行っている</li> <li>・上記立会者による確認書は作成されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回所管課が団体から借り受けた帳簿を確認したところ、団体においては、支出証拠書類は適切に保存されていた</li> <li>・所管課の関係書類は保存期間の誤った認識により、3年しか残っていなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本補助金は毎年度精算しているため、繰越額はない</li> <li>・団体の決算繰越金は指定管理業務の剰余金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本補助金のほか、本団体に対しては、H28以降は指定管理料の支払もある</li> <li>・本補助金の実際の対象経費から見て、団体運営費補助ではなく、事業費補助として整理し直すべきではないかと考えられる</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課職員が支出伝票等を抽出で実地確認している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課職員が領収書等を抽出で実地確認している</li> <li>・保存期間の所管課認識及び実際に保存している期間は10年だが、要綱上は5年と規定されていた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積立金の状況等について具体的な検討はされていなかった</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出納関係帳票の所管課職員による実地確認は行われていなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書等の所管課職員による実地確認は行われていなかった</li> <li>・保存期間の所管課認識及び実際に保存している期間は10年だが、要綱上は5年と規定されていた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰越金の状況等について具体的な検討はされていなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本補助金のほか、本団体に対しては、他の補助金、指定管理料等の支出がある</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課に団体事務局があり、出納関係帳票は問題なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課に団体事務局があり、領収書等の整備、保存には問題なし</li> <li>・保存期間の所管課認識は10年で問題なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰越金は病疫発生時にすぐ初動対応ができるようにするためのもの</li> <li>・一定の積算根拠に基づき繰越金の適正規模が判断されている</li> <li>・別途あった基金を一般会計に編入することで会計処理の明確化及び繰越額の調整を図るなど、具体的な検討が行われている</li> <li>・過去の繰越金額が大きかったのは、豚に全頭注射していた時期があったため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一応団体側と市側の起案文書は分けてあるが、中身の書類が両方を通じて1部しかないものが散見され、立場を踏まえた事務処理がされているとは言い難い</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出納関係帳票については、所管課職員が年2回(10月、3月)の指定管理モニタリングの中で、団体帳簿、領収書、総勘定元帳、小口現金の確認をしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認は左に同じ</li> <li>・保存期間の所管課認識は10年で問題なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職者支援訓練等の受託事業が受注できない場合、団体の運営収入が激減するので、一定の繰越金は必要との所管課説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費から見ると、団体運営費補助というより、事業費補助であると思われる</li> <li>・本補助金のほか、本団体に対しては指定管理料(カンガエールプラザ)の支出がある</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課に提出されている内容を見る限り、適切な管理がされていると思われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課に提出されている内容を見る限り、適切な管理がされていると思われる</li> <li>・保存期間の所管課認識としては5年だった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰越金額については、年度当初に支払が必要な団のユニフォーム代、登録料等を目安に確保しているとの所管課説明</li> </ul>	

番号	補助金名 (所管課)	補助事業者名	第3次調査(実地調査)の着眼点		
			(1) 所管課における実績審査・効果検証の状況		
			①実績確認の方法・流れ	②補助対象経費の根拠	③補助金額の検証
⑧ (277)	畜産経営改善奨励補助金 (高城総合支所 産業建設課)	高城町養鶏振興会	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱では実績報告書に添付すべき書類の定めなし</li> <li>実際には、事業実績書、収支決算書、領収書写し等が提出されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱上の対象経費は「報償費、旅費、需用費…」など具体的に定められている</li> <li>実際の対象経費としては、消耗品(防疫用つなぎ)購入費の半額程度を補助金で賄っているという所管課認識</li> </ul>	補助金額は、H27から変わりなし
⑨ (278)	石山土地改良区 動力費補助金 (高城総合支所 産業建設課)	石山土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該年の電気料の領収書等を添付した事業実績書により交付申請を行い、確定払している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱上の対象経費は「揚水経費(電気料)」及び「揚水機の更新積立金」</li> <li>金額は57.5.7に改良区が高城町と交わした覚書に基づいている。</li> </ul>	補助金額は、H27から変わりなし
⑩ (287)	土地改良区運営 費等補助金 (山田総合支所 産業建設課)	山田町土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱で求められている書類(事業実績書、収支決算書)いずれも提出あり</li> <li>支出証拠書類の添付はない</li> <li>補助金充当先を明確にした上で、当該経費について領収書写し等の提出を求めることは可能と思われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱上の対象経費は「給料、職員手当等、共済費…」など具体的に定められている</li> <li>実際の対象経費としては、主に消耗品費という所管課認識</li> </ul>	補助金額は、H27から変わりなし
⑪ (305)	土地改良区運営 費等補助金 (高崎総合支所 産業建設課)	高崎町土地改良区 鳩越土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱で求められている書類(事業実績書、収支決算書)いずれも提出あり</li> <li>支出証拠書類の添付はない</li> <li>収支決算書で補助金充当先が明示されているので、当該経費について支出証拠書類の提出を求めることは可能と思われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱上の対象経費は「給料、職員手当等、共済費…」など具体的に定められている</li> <li>収支決算書の補助金充当先から見ると、事務職員給与が実際の対象経費である様子</li> </ul>	補助金額は、H27・H28が2,536,000円。H29以降が2,510,000円 (上記変更は、部の枠予算の調整の必要によるもので実質的な見直しによるものではない)

※ 番号欄の括弧内の数字は、資料1「調査対象補助金一覧」の一連番号である。

第3次調査(実地調査) 結果まとめ	第3次調査(実地調査)の着眼点		
	(1) 所管課における実績審査・効果検証の状況		
	①実績確認の方法・流れ	②補助対象経費の根拠	③補助金額の検証
	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱上、実績報告書に添付すべき書類が全く規定されていないもの(⑤⑧)や、書類の一部について定めが漏れているもの(⑥)があった</li> <li>支出証拠書類(領収書写し等)の提出を求めるべき、又は可能と思われるものについて、要綱上提出を義務付けていないものがあった(②⑩⑪)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金の対象経費が要綱上、「運営に要する経費」などしかなく、具体性を欠くものがあった(①②③④⑦)</li> <li>要綱上の補助率や補助限度額と実際の補助金額との整合性がないものがあった(③⑥)</li> </ul>	補助金額について、過去5年(H27～R1)の間に、補助事業の実績等を踏まえて、具体的な積算見直しを行っていたものは①③⑤⑥のみであった

第3次調査（実地調査）の着眼点			備考
(2) 補助事業者の財務処理等に関する所管課の把握状況			
① 出納関係帳票の整備、記録	② 領収書等の証拠書類の整備、保存	③ 繰越金の必要性等	
<p>・所管課が今回団体から借り受けたという出納関係のバインダーがあったのでそれを確認し、問題なし</p>	<p>・所管課が今回団体から借り受けたという出納関係のバインダーがあったのでそれを確認し、問題なし ・保存期間の所管課認識としては5年だった</p>	<p>・R1年度の繰越額がたまたま補助金額より大きかった模様。他の年度では、繰越額は補助金交付額より小さかった。</p>	
<p>・所管課に提出されている内容を見る限り、適切な管理がされていると思われる</p>	<p>・所管課に提出されている内容を見る限り、適切な管理がされていると思われる ・保存期間の所管課認識としては5年だった</p>	<p>・いくらまで積み立てればいいのか、積立目標額が明確になっていない ・現在の積立額は570万円程度</p>	<p>・対象経費から見ると、団体運営費補助というより、事業費補助である</p>
<p>・出納関係帳票の所管課職員による実地確認は行われていなかった</p>	<p>・領収書等の所管課職員による実地確認は行われていなかった ・保存期間の所管課認識としては5年だった</p>	<p>・繰越金額は、ここ3年ほどは減少傾向 ・繰越金は緊急の出費の必要に備えるものとの所管課説明</p>	
<p>・実績報告時に所管課職員が出納関係帳簿の立会確認をしている</p>	<p>・確認は左に同じ ・保存期間の所管課認識としては5年だった</p>	<p>・繰越金はここ3年ほどは大きな動きがなく、年度当初の運営資金との所管課説明</p>	

第3次調査（実地調査）の着眼点			備考
(2) 補助事業者の財務処理等に関する所管課の把握状況			
① 出納関係帳票の整備、記録	② 領収書等の証拠書類の整備、保存	③ 繰越金の必要性等	
<p>・補助金に係る出納関係帳票の団体における整備・記録状況につき所管課が把握していないものがあった(④⑩)</p>	<p>・補助金に係る領収書等の団体における整備・保存状況につき所管課が把握していないものがあった(④⑩) ・書類保存期間について、補助金等交付規則(10年)と異なる認識(5年又は3年)で運用しているものがあった(①②⑦⑧⑨⑩⑪)</p>	<p>・団体の運営上確保しておくべき繰越金や積立金の適正規模について、団体の財政基盤の全体状況を具体的に検証した上で、補助金額の見直しに反映していたものは⑤のみであった</p>	<p>・団体運営費補助ではなく、事業費補助と位置付けるのが適切と考えられるものがあった(②⑥⑨) ・所管課に団体事務局が置かれているものにつき、市の立場における事務処理と団体の立場における事務処理との切り分けが明確でないものがあつた(①⑤)</p>